

# 教育民生常任委員会会議録

令和8年3月13日(金曜日)

鹿 角 市 議 会

出席委員等(6名)	委員長	浅石昌敏	副委員長	兎澤祐一
	委員	児玉悦朗	委員	保田直美
	委員	赤坂勲	委員	奈良明日香

欠席委員(0名)

事務局出席職員 書記 阿部元樹

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	関本 和人	健康福祉部長	阿部 正幸
教育部長	黒澤 香澄	大湯ストーンサークル館長	花海 義人
市民課長	成田 真紀	生活環境課長	佐藤 智紀
税務課長	佐藤 寛	福祉総務課長	井上 真
すこやか子育て課長(兼)こども家庭センター長	工藤 千秋	あんしん長寿課長	奈良 洋一
総務学事課長	似鳥 映	総務学事課学事指導管理監	駒ヶ嶺 充
生涯学習課長	黒澤 香澄	スポーツ振興課長	古田 渡
市民課長政策監(兼)支所窓口班長	阿部 美沙子	福祉総務課政策監(兼)地域福祉班長	佐藤 京子
すこやか子育て課政策監(兼)健康づくり班長	児玉 愛子	あんしん長寿課政策監(兼)介護予防班長	三ヶ田 紀子
スポーツ振興課政策監	田原 智明	市民課主幹(兼)戸籍年金班長	小館 香志美
市民課主幹(兼)国保医療班長	藤原 美恵子	生活環境課主幹(兼)コミュニティ推進班長	大里 透
生活環境課主幹(兼)環境推進班長	金澤 里香子	税務課主幹(兼)収納管理室長	内藤 良富
福祉総務課長主幹(兼)保護班長	安保 俊光	すこやか子育て課こども家庭センター主幹	櫻田 佳奈
あんしん長寿課主幹(兼)高齢者支援班長	武藤 妙子	総務学事課主幹(兼)総務班長	大森 美佳子
総務学事課主幹(兼)学事指導班長	田村 めぐみ	総務学事課指導主事	米田 樹史
生涯学習課主幹(兼)社会教育班長	村木 芳	生涯学習課主幹(兼)文化財振興班長	鎌田 学
文化の杜交流館長	成田 小百合	生活環境課副主幹	柴田 秀樹
税務課副主幹(兼)課税班長	高杉 修	福祉総務課副主幹(兼)総務企画班長	泉澤 純
福祉総務課副主幹	晴澤 順	すこやか子育て課副主幹(兼)こども家庭応援班長	青山 智晃
すこやか子育て課こども家庭センター副主幹	齋藤 雅	あんしん長寿課副主幹	柴森 葉子
大湯ストーンサークル館副主幹	鈴木 和明		

## 午後1時00分 開 会

### 【開 会】

○浅石委員長 定刻になりましたので、ただいまより教育民生常任委員会を開会いたします。

### 【委員長挨拶】

○浅石委員長 代表質問、一般質問の答弁、大変ご苦労様でした。

また、今日は各地区の小学校の卒業式、議員はもとより教育関係者も何人かいたんですな、大変ご苦労様でした。

実は私、7年前から猫の貯金箱に500円玉を貯金しまして、腹いっぱいになったら開けてみたら44万円貯まっていたんです。

それでうちの奥様と話をして、どっかに旅行に行っちゃおうかなとって、先週、阪急交通社に申し込んで中国・四国地方を旅行してまいりました。

最初、大館能代空港から羽田に行き、羽田から伊丹に行って、そこで全国からツアーに参加した人が集合するところで、沖縄から北海道まで本当に全国の方が来てました。35名でした。その後、その日は伊丹からひたすらバスです。

岡山の湯原温泉で1泊して、次の日、島根の足立美術館、それから出雲大社。それ終わってからひたすら今度広島にバックです。バスで。それで三日目が安芸の宮島の厳島神社。それと聞いたことないですかね、倉敷に美観地区ってあるんですけど、古い建物というものっていうのもね、ちょっと面白いところがありました。

それで、最終日、姫路城に登って非常に足を痛めました。神戸フルーツフラワーパークを見て、伊丹に行って羽田、大館能代空港と4日間でしたけど、歩数でいくと7万歩か8万歩歩きました。結構歩かなきゃいけないんです。

たまたま去年、教民の視察で岡山に行ったんですね。それで岡山に行ったらちょっとお勉強してきたんですけども、最近孫が1歳10か月くらいになってますんで、何かいい喜ぶお土産がねえかということで。去年ですね、岡山で桃太郎のちいかわに出会ったんです、ちいかわ。これ孫が桃ちゃん桃ちゃんと言って喜んで。これはあちこちから買って来ねばねえなということで。これが岩手県のちいかわ、わんこそばを持っています。ちなみに秋田県は秋田犬のちいかわです。今回広島に行ったので、もみじ饅頭を持っているちいかわです。

ということで、こんなにいっぱい買ってきたんです。さすがのうちの奥さんも呆れ返ってましたけども、孫のお土産なのか自分の趣味になってるのかちょっとわからない感じでしたけど、皆さんも健康で定年後はお金を貯めてどっかに遊びに行って人生を楽しんでいただければということでお話しました。

本日の会議であります、去る3月3日に当委員会に付託されました議案16件、陳情1件について、それぞれ審査をお願いするものであります。当局から詳細なる説明を受け、慎重に審査してまいりたいと思います。

ここで会議の進行にあたり、委員及び職員の皆様をお願いいたしますが、会議記録を作成する関係上、発言の際は委員長の許可を得た上でお手元にありますマイクのスイッチをオンにして、赤色のランプが点灯してから発言願います。また、発言終了後はマイクのスイッチをオフにさせていただきますようご協力お願いいたします。

なお、委員長の許可ない発言については、会議記録上、不規則発言として記載されることとなりますので、徹底していただきますようお願いいたします。

#### 【所管事項の報告】

○浅石委員長 それでは、会議次第に従い、進めてまいります。

初めに所管事項の報告を受けます。順次報告を受けた後、所管ごとに区切って質疑を受けてまいります。

それでは順次報告願います。市民部長。

○関本市民部長 お疲れ様でございます。

所管事項の報告に入ります前に、本日の欠席職員ですけれども、すこやか子育て課の石井統括保健師が所用のため欠席しておりますのでご了承願います。

それでは、委員会資料の3ページをお願いします。

所管事項について市民部から順にご報告いたします。

初めに1の「鹿角市国民健康保険事業特別会計の将来推計について」であります。毎年当初予算編成に合わせ、向こう5年間の収支の推測を行っております。内容につきましては、市民部資料1により、後ほど担当課長よりご報告いたします。

次に、2の「地方税法改正に伴う国民健康保険税の見直しについて」であります。国の令和8年度税制改正大綱における地方税法の見直しにおいて、国民健康保険税にかかる賦課限度額の引き上げ等が示されております。

今回の見直しは、医療費が増加する中で、所得など負担能力に応じた税の公平性を確保するために行われるものであります。

(1)の国民健康保険税の課税限度額ですが、現行の109万円から113万円へ引き上げとなります。

(2)の国民健康保険税の軽減の対象となる所得基準の見直しですが、①の5割軽減及び②の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数の数に乗すべき金額を①の5割軽減では30万5,000円から31万円へ、②の2割軽減では56万円から57万円へそれぞれ引き上げるものであります。

(3)の子ども・子育て支援金分の追加についてですが、市民部資料2をお願いいたします。

12月の常任委員会にてご報告しております子ども・子育て支援金制度が4月に創設されることに伴い、新たに医療保険料と併せて、子ども・子育て支援金分の賦課徴収が始まりますので、令和8年度の鹿角市国民健康保険税の税率等についてご説明いたします。

1の令和8年度子ども・子育て支援納付金額ですが、鹿角市が令和8年度に国民健康保

除税として賦課徴収し、県へ納付する子ども・子育て支援納付金は1,529万7,673円になります。

2の子ども・子育て支援金分の税率設定ですが、税率の設定に当たっては、表の左側に記載しているとおり、県から参考とすべき税率が示され、これを基に算定した鹿角市の税率が右側の黄色の部分となります。所得割は0.32%、均等割は1,100円、18歳以上の均等割が35円、平等割が一世帯当たり700円としております。

3の令和8年度鹿角市国民健康保険税率ですが、子ども・子育て支援金分を含めた右側の合計欄となりますが、所得割が11.42%、均等割が4万100円、18歳以上の均等割が35円、平等割が2万5,300円となります。

4のモデルケースによる一世帯当たりの国保税額試算ですが、①の40歳以上単身世帯で年収150万円の場合、年税額で2,800円の増となります。②の65歳以上の夫婦世帯で、夫の年金収入が200万円、妻の年金収入が80万円の場合、年税額で2,900円の増となります。③の夫婦と子供2人の4人世帯で年収が400万円の場合、年税額で1万400円の増となります。

また今後、子ども・子育て支援金制度は段階的に導入されますので、県への納付金の増額に合わせた税率設定を令和9年度、10年度においても行われることとなります。

委員会資料に戻りまして、3ページをお願いします。

下段の※ですが、地方税法の改正は今月下旬の公布が予定されておりますので、本市の国民健康保険条例の一部改正については専決処分とさせていただきます、4月1日から施行する予定としております。

委員会資料の4ページをお願いします。

3の「令和8・9年度後期高齢者医療保険税率の改定について」であります。後期高齢者医療における保険料は、高齢化等による医療費の増加を反映するため、2年に1度引き上げを行っておりますが、秋田県後期高齢者医療広域連合では1人当たりの医療費の増加、いわゆる団塊の世代に当たる方の加入による被保険者数の増と令和8年度報酬改定などを考慮し、保険料の算定を行っております。

表をご覧ください。

所得割の基礎賦課額ですが、現行の9.02%から9.73%へ、均等割の基礎額は現行の4万5,260円から5万5,996円となります。

また、国民健康保険と同様に子ども・子育て支援金分が追加となりますので、所得割が0.25%、均等割が1,350円となります。基礎賦課額と子ども分を合わせますと、所得割が9.98%で0.96ポイントの増、均等割は5万7,346円で1万2,086円の増となります。

今後ですが、保険料率の改定は2年に1度でありましたが、子ども・子育て支援金分について段階的に導入されるため、令和9年度と10年度も改定が行われることとなります。

なお、経過措置として、所得の低い被保険者に対しては、世帯の所得に応じ、保険料の均等割を2割、5割、7割軽減する措置をとっておりますが、基礎賦課額については7割

軽減の対象者に対し、令和8年度と9年度に限り、均等割の0.2割減免を上乗せし、合わせて、7.2割を減ずる措置を講じて、保険料上昇による負担軽減を図ることとしております。

次に、4の「大館市・鹿角広域行政組合ブロックにおけるごみ処理広域化について」でありますが、この後、市民部資料1の説明の後に続けて担当課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○浅石委員長 成田課長。

○成田市民課長 市民部資料1をお願いします。

「鹿角市国民健康保険事業特別会計の将来推計について」説明します。

将来推計は安定的な国保財政の運営を図るため、毎年当初予算の編成と合わせ、向こう5年間の収支を推計しているものです。

資料は令和7年度決算見込みと令和8年度当初予算案を踏まえ算定し、令和12年度までの財政見込みを示しております。

初めに歳入です。

1款国民健康保険税につきましては、令和7年度及び令和8年度は所得の増加による税収の増を見込んでおりますが、令和8年度以降は子ども・子育て支援金分の収入が追加になるものの、被保険者数の減少により税収は前年度を下回り、その後も減収傾向は続く見込みです。

6款の基金繰入金は、国民健康保険事業財政調整基金からの繰入れで、予算不足に対する財源として収入するものです。主に国税の減収分に対する繰入れとなりますが、これは令和5年度に国税率を見直す際に、被保険者の負担軽減を図るため、基金を活用することとし、税率の引き下げを行ったことによるものです。

そのため、下段の③で示すとおり、財政調整基金の残高は減少していくこととなります。今後、残高が大きく減少したり、基金への積み増しが続く場合には、国税率の見直しが必要となりますので、基金残高の見込みを的確に捉えていくことが重要となります。

次に歳出です。

2款保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化により一人当たりの医療費が増加傾向にあるため、横ばいで推移する見込みです。医療費の増加を抑制するため、特定健康診査事業や生活習慣病重症化予防事業など、病気の予防や健康の保持増進につながる取組の重要性がますます高まっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、被保険者数の減少により全体的に減少傾向にありますが、令和8年度から追加となる子ども・子育て支援金分は段階的に引き上げられるため、令和10年度にかけて増加で見込んでおります。

子ども・子育て支援金分に関しては、国税と合わせて徴収し、県に対し国民健康保険事業費納付金として納付する流れになりますが、現時点で令和11年度以降の方針は示されておられません。

今後、毎年度国から示されることになる支援金の納付額は、税収や繰入金、事業費納付金等に大きく影響いたしますので、引き続き国の動向を注視し、持続的な制度となるよう国保財政の健全化に努めてまいります。

以上で、鹿角市国民健康保険事業特別会計の将来推計について説明を終わります。

○浅石委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 続きまして、市民部資料3をお願いいたします。

大館市・鹿角広域行政組合ブロックのごみ処理広域化につきましては、今年度、2市1町の副市長及び副町長を委員としたごみ処理適正化協議会を立ち上げ、広域化の手法やスケジュールなどについて検討を進めてまいりました。

大館市の処理施設につきましては、PFIの契約が令和13年度までとなっているほか、鹿角広域行政組合の環境衛生センターについては、供用開始から23年が経過しており、大規模修繕が必要な状態となっております。早急な広域化・集約化を図ろうとする場合、民間委託しか選択肢がないことから、民間委託による広域化の可能性を調査するため、サウンディング調査を実施しておりますが、企業側から提案された提案では条件を満たす提案がなかったため、新たな処理施設を整備しながら、広域化・集約化を目指す手法につきまして検討を進めてまいりました。

広域化集約化の具体的なスケジュールとして、ケースAからケースCまでを想定し、広域化しないケースDとのコスト比較を行っております。

ケースA及びケースBは、広域化を前提とした新施設を2市1町が共同で整備し、大館市が令和19年から一足先に利用を開始した後、ケースAは令和22年に、ケースBは令和25年に広域処理を開始する想定でコストを算定しております。

ケースCについてですが、大館市は単独処理を行うための施設を整備し、鹿角広域では環境衛生センターについて基幹改良を行った後、20年間単独処理を行い、その後、大館市の施設や民間の処理施設を活用しながら広域でのごみ処理を行うという手法でコストを算定しております。

次のページにコスト比較を載せておりますが、コスト比較の結果につきましては、当面は現状の体制でごみ処理を行い、将来的な広域化・集約化を目指すというケースCが鹿角市にとって一番安価であり、広域化しないケースDと比較すると、市の負担額では約23億円コストが低いという結果でありました。

この調査を基に今後の方針を検討しておりますが、ケースA及びケースBについては、令和18年度までに2市1町が連携して、新施設を整備することとなります。新施設が整備後、ケースAの令和22年やケースBの令和25年の集約化する時点においては、鹿角広域の環境衛生センターがまだまだ使用できる状態であると想定されるものの、集約するためにその施設を廃止することとなってまいります。

ケースCですと、将来的な広域化にあたり、大館市や民間の処理施設を活用することにより、鹿角広域としては新施設の整備に対する支出は不要となるほか、今後の社会情勢の

変化に伴うあらゆる選択肢に柔軟に対応できる可能性があります。

2月に開催した協議会の協議結果としましては、お互いの施設の更新や改修時期を考慮した場合、早期にタイミングよく集約することは困難であるため、環境衛生センターの基幹改良後、できるだけ長期間今の施設を活用し、令和32年をめどに広域化・集約化を目指すことを確認したところであります。

また、将来的な広域化を目指すにあたっては、大館市が整備する施設について情報交換を行ったり、各団体のごみの排出状況などについて確認したりする必要があることから、今回立ち上げたごみ処理適正化協議会については、解散せずに今後も状況に応じて意見交換していくことが必要であると確認しております。

現在、この協議会での協議結果について、各団体において首長による最終判断を行っているところであります。

ごみ処理広域化についての報告は以上であります。

○浅石委員長 健康福祉部長。

○阿部健康福祉部長 委員会資料の4ページにお戻りいただきたいと思っております。

健康福祉部からは3点ご報告いたします。

初めに、1つ目の「最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加給付について」であります。平成25年から27年にかけて国が生活保護費を引き下げたことは違法だとして、全国各地で訴訟が提起されておりましたが、昨年6月に最高裁でデフレ調整にかかる当時の判断は国の裁量権を逸脱し、違法との判決が出されました。

この判決を受け、今回、国から対応方針が示されましたので、これに基づいて追加給付を行うこととなります。

5ページをお願いいたします。

追加給付の対象世帯ですが、平成25年8月から平成30年9月までの間に生活保護を受給していたすべての世帯のほか、②に記載の世帯となります。

支給額は違法とされた従来水準であるマイナス4.78%と、今回新たに決定された水準のマイナス2.49%との差額となります。

支給スケジュールですが、3月補正予算案にシステム改修費用として33万円を計上しておりますが、補正予算成立後にシステム改修を行い、令和8年度に国から配布される計算ツールにより支給額を算定した上で、対象世帯へ追加給付を開始したいと考えております。

なお、訴訟の原告に対して上乗せする特別給付金というものがありますが、これについては本市では該当者がいないと思われまので、説明は省略いたします。

次に2つ目、「令和8年度認可保育園及び認定こども園等の入園予定者数について」、健康福祉部資料1によりご説明いたしますので、健康福祉部資料1をお願いいたします。

表の左側に定員の欄がありますが、令和8年度の定員は八幡平なかよしセンターの保育園部門を5人減とするとともに、新たに開設される家庭的保育施設ベビールームりん

この木の定員を5人とする予定であり、全体としては昨年度と同数の865人を見込んでおります。

なお、この利用定員については、3月16日に開催する子ども・子育て会議を経て決定する予定としております。

次に入園者数ですが、令和8年度の保育園等の入園申し込みについては、昨年11月4日から受付をし、審査の上、2月9日付で入所承諾書を保護者に送付しております。

4月1日時点の入園予定児童数は、市内保育園、認定こども園、家庭的保育施設を合わせ470人となっており、待機児童は発生しておりません。また、今後出産を控えている方や、年度途中で育児休業、休業から職場復帰を予定している方からの保育園等への仮申し込みについては、現時点で51人からの申請を受理しており、随時調整を図りながら入所の決定を進めてまいります。

委員会資料のページにお戻り願います。

3つ目の「令和7年度鹿角市見守りネットワーク協定締結式について」であります。3月17日に新たに3事業所と高齢者等見守り活動に関する協定を締結する運びとなりました。この協定は、市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指し、業務上の外回りや訪問など、地域を巡回する際に感じた異変や、行方不明者の捜索協力依頼時の情報提供など、市内関係機関が協力して高齢者等の見守り活動を推進することにより、孤立死や事件・事故を未然に防ぎ、必要な支援により早くつなげることを目的として締結しているものです。

この度、協定を締結する事業所は、公益社団法人鹿角地域シルバー人材センター、秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合鹿角支部、切田屋の3つの事業所です。今後、地域に密着したこれらの事業所から見守りネットワークに参加いただけることで、これまで以上に地域で暮らす高齢者の見守り活動の強化が図られることを期待しております。

なお、資料に誤りがありましたので訂正させていただきますが、旅館ホテル生活衛生同業組合鹿角支部に加盟している旅館・ホテル数を20と記載しておりますが、19の誤りですので訂正させていただきます。

健康福祉部からの報告は以上です。

○浅石委員長 教育部長。

○黒澤教育部長 続きまして、教育委員会関係の所管事項の報告をいたします。

次のページをお願いします。

資料に記載の教育委員会所管の4つの計画につきましては、今年度、現計画の計画期間が終了となることなどから、次期計画の策定作業を進めておりましたが、計画案が決定しましたので、その概要について、この後、それぞれの担当よりご説明申し上げます。

○浅石委員長 村木主幹。

○村木生涯学習課主幹 兼 社会教育班長 教育委員会資料1をご覧ください。

「第9次社会教育行政中期計画(案)について」説明いたします。

計画策定の趣旨ですが、時代の変化を的確に捉えた学びの機会を提供することで、生涯学習の理念の実現を目指し、社会教育に関する施策を体系的かつ計画的に推進するため策定するものです。

第8次計画での現状と課題についてですが、基本目標の1から6について、成果と課題、それぞれの目標に対し、設定した成果指標の実績を示しています。

令和6年度までに目標を達成したものは、12ある指標のうち、基本目標1のインターネットを活用した講座の年間開催数、基本目標2の出前講座年間利用件数、同じく2の市民センター地域サークル登録団体の延べ団体数、基本目標3の地域学校協働活動におけるボランティア延べ人数、基本目標4の生涯学習社会教育講座年間参加者数、同じく4のふるさとキャリア教育受入新規登録事業所の延べ件数、基本目標6の障害児者に配慮した生涯学習講座等の延べ提供数以上の7項目となっています。

指標をクリアした項目、未達成の項目、または基準値さえも下回った項目もございますが、それぞれ分析と課題整理を行い、次期計画へ搭載する項目の精査を行っています。

これらの現状と課題、また来年度からスタートする市総合計画の後期基本計画を踏まえ、第9次計画における基本理念を「地域資源を活かし豊かに学び持続可能な地域を創る人材を育成する」として、この理念を実現するため、6つの基本目標を設けております。

基本目標1は、「社会教育施設やデジタル技術を活用し生涯学習環境の充実を図ります」としてしております。各団体、社会教育施設等が連携しながら事業を展開し、生涯学習環境の充実を図るとともに、デジタル技術を活用した研修会や資料の整理、情報発信に努めます。

また、リニューアルオープンした十和田図書館や開館10周年を迎えた花輪図書館を中心に読書活動を推進してまいります。

#### 基本目標2

は、「持続可能な地域社会の創り手を育成します」としてしております。

出前講座のメニューの充実により、自ら考え、学ぶ意欲のある人材の育成支援を図ってまいります。また、未来の創り手と位置づける若者が、地域について主体的に考え、行動する機会の充実を図り、活動を支援します。

加えて、地域活動やボランティア活動など、市民が幸せや生きがいを感じられる地域活動への参画を支援してまいります。

基本目標3は、「地域・学校・家庭が連携し子どもたちの育ちと双方向の学びを支援します」として、地域学校協働活動の拡充を図りながら、学校運営協議会との連携をこれまで以上に密に展開してまいります。また、家庭教育支援、青少年健全育成について、関係団体と連携しながら取組を進めてまいります。

基本目標4は、「社会課題や地域特性に応じた学習や活動を支援します」として、同世代交流、世代間交流ともに進め、人的ネットワークの拡充を進めます。また、地域の歴史や伝統、文化、人材など多様な地域資源を生かした学習活動を進めながら、その学びの成

果を地域へ還元し、次世代へ継承する活動を支援してまいります。

基本目標 5 は、「文化芸術活動の振興と文化財の保存活用を推進します」としています。

コモッセを拠点に多様な文化芸術鑑賞機会を提供することに加え、次の世代を見据えた文化を創造する活動を支援します。

また、文化財に対する市民の意識の向上と認識の深化のため、各種の保存活用事業を実施するほか、民俗芸能の保存継承に携わる人材の育成と文化財全般の保存、継承と活用、情報発信の強化に取り組みます。

基本目標 6 は、「誰もが尊重され 共に学びあえる地域社会の実現を目指します」としています。

障害の有無に関わらず、誰もが共に学べる環境づくりを目指し、障害者団体や支援団体、かつの校と連携を進め、まずは既存の事業の拡大から事業を展開してまいります。

これらの目標の達成度合いを測るため、成果指標を記載の 11 項目を設定し、毎年度点検と評価を実施し、目標達成に向け、取組を進めてまいります。

こちらの計画については、1 月 30 日から 3 月 2 日までパブリックコメントを募集いたしました。寄せられたご意見、要望等はございませんでした。

以上で説明を終わります。

○浅石委員長 田原政策監。

○田原スポーツ振興課政策監 教育委員会資料 2 をご覧いただきたいと思います。

初めに計画策定の趣旨でありますけれども、本市のスポーツ施策の基本となる事項を定めるとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、5 年間取り組むべき計画を策定します。

次に計画の位置づけですが、スポーツ基本法に基づき、国が定める第 3 期スポーツ基本計画や、県が定める第 4 期秋田県スポーツ推進計画を参酌するとともに、本市の最上位計画である第 7 次鹿角市総合計画後期基本計画などの各種計画との整合を図り、策定することとしており、計画期間につきましては、令和 8 年度から 12 年度までの 5 年間としております。

計画におけるスポーツの範囲であります。野球やバスケットボールなどの競技スポーツに加え、ウォーキングやランニングなど、健康や美容、余暇を目的に行う身体の行動のほか、通勤時などに徒歩移動することなど、運動を意識して行う様々な身体活動のことを指しております。

スポーツによるまちづくりの共通のイメージとなる計画の基本理念としましては、スポーツの力を切り口として、地域の魅力や新たな展開へとつながることで、活力に満ちた地域社会に広がっていく姿を目指すとして、「スポーツでつながるまちかつの」としております。

基本目標と施策として、基本理念を踏まえたまちづくりを推進していくために、具体的なつながりについて 3 項目を挙げ、基本目標として据えるとともに、基本目標に基づいた

それぞれの施策においては、重点的に取り組むべき事項を示し、目標の達成を目指してまいりたいと考えております。

初めに、基本目標1の「スポーツで誰もが健康生活につながる」では、スポーツによる身体活動を通じ、性別や世代、地域、障害の有無に関わらず、市民の誰もが健康な心身を手に入れ、日々の生活が充実した状態となることを目指すとともに、市民がスポーツに親しみたいと思ったときに、いつでもスポーツに取り組めるように、施設などの安全で快適な環境整備を計画的に進めてまいりたいと考えております。

成果指標と目標値につきましては、市の総合計画の指標としている市民1人当たりのスポーツ施設の利用回数及び国の目標値となっている週1回以上運動やスポーツに親んでいる市民の割合としており、施策につきましては、ジュニア期のスポーツ機会の確保、誰もが楽しめるスポーツライフの促進、スポーツに親しむ環境の保全の3項目としております。

次に、基本目標2の「スポーツで人とまちがつながる」では、スポーツを介して市民と地域がつながり、ひいては市内の地域と市外の地域がつながり、多様な主体が交流することで地域の活力を創出するとともに、スポーツを支える人材の獲得にもつながっていくことを目指してまいりたいと考えております。

また、鹿角市スポーツ協会やスポーツ施設の指定管理者などが有する人的ネットワークや民間のノウハウを生かしたサービスの向上を図ることで、限りある資源の有効活用を進めてまいりたいと考えております。

成果指標と目標値につきましては、スポーツ協会の構成員数及び8年度から新たに実施するスポーツ指導者登録バンクの登録者数としており、施策につきましては、スポーツによる関係人口の拡大、スポーツ関係団体等中間支援機構の強化、スポーツを支える人材の育成と発掘の3項目としております。

最後に、基本目標3の「スポーツでまちの経済とつながる」では、スキーと駅伝競技が盛んな地域の特徴やスポーツを楽しめる環境資源を最大限生かして、全国規模スポーツ大会などの定着化を目指すことで、一時的であっても市内の滞留人口を増加させる機会を生み出し、消費活動の拡大を図ってまいりたいと考えております。

またスポーツ大会や合宿のほかに、スポーツに関係するイベントや会議、研修会などについても、地域経済に寄与する一面があるため、有益性を見極めながら積極的に誘致を進めてまいりたいと考えております。

成果指標と目標値につきましては、市の総合計画の指標としているスポーツ合宿利用者数及び主要なスポーツ行事の開催による経済波及効果としており、施策につきましては、地域スポーツブランド力の強化、スキー大会の聖地づくりの推進、スポーツコンベンションの誘致の3項目としております。

なお、本計画につきましては、現在、パブリックコメント及び各競技団体からの意見を募集しており、調整後策定となる予定としております。

以上で、第4次鹿角市スポーツ推進計画(案)の説明を終わります。

○浅石委員長 村木主幹。

○村木生涯学習課主幹 兼 社会教育班長 教育委員会資料3をご覧ください。

「第3次鹿角市子ども読書活動推進計画(案)の概要について」ご説明いたします。

初めに計画策定の趣旨ですが、記載のとおり、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、子供の読書環境を向上させるとともに、乳幼児期から本に興味を持ち、考える力と豊かな心が育つよう、発達段階に合った読書活動を推進するために策定するものです。

第2次計画の成果と課題についてであります。指標としておりました2項目、「読書が好きだ」、「どちらかといえば好きだ」と回答した子供の割合や読書時間については、残念ながらどちらも基準値より数値が低下しており、インターネットやゲーム機の普及、趣味や遊びの選択肢の多様化や、新型コロナ禍における読書イベントや読み聞かせなど、読書へとつなぐ活動が制限されてしまったことが要因であると分析しております。

一方で、図書ボランティア団体数は増加傾向にあり、主に小学校で読み聞かせを行う団体が増えてきております。読書の楽しさを伝える人やきっかけづくりが重要であるとの意見が学校の図書館担当教職員より寄せられており、このご意見を次期計画へ反映させてまいります。

基本理念につきましては、「読書がつなぐ・育む豊かな心」とし、基本方針として記載の4つの方針、1つ目には環境整備と関係機関の協力体制の充実、2つ目には読書に親しむ機会の増加、3つ目として大人が読書に親しむことによる子供への本の魅力の伝達、4つ目には子供の読書活動を支える大人を増やす以上の4つの方針を掲げております。

この方針の達成度を測る成果指標として、鹿角市の現状を踏まえ、2項目記載しておりますが、1項目目は「読書が好きだ」または「どちらかといえば好きだ」と答える子供の割合を現在の実績、小学生は72.7%、中学生は69.4%ですので、令和元年度並みの割合となる80%を目標にしたいと考えております。

もう1項目は、子供の読書活動を支える図書ボランティア団体数、こちらは現在、市で把握しておりますのは7団体ですが、人口減少社会ではありますが、これを5年後も7団体維持できるように取組を進めていきたいと考えております。

こちらの計画については、1月30日から3月2日までパブリックコメントを募集いたしました。寄せられたご意見、要望等はございませんでした。

第3次子ども読書活動推進計画の概要についての説明は以上です。

○浅石委員長 鈴木副主幹。

○鈴木ストーンサークル館副主幹 大湯ストーンサークル館の鈴木です。

教育委員会資料4をご覧ください。

「特別史跡大湯環状列石第二次環境整備基本計画(案)の概要について」説明申し上げます。

本計画は、令和8年度から17年度までの10年間とし、全7章立ての構成となっております。

ります。

資料1 ページの上段、第1章計画の目的から説明いたします。

昭和53年に史跡の保存管理に関する特別史跡大湯環状列石保存管理計画を策定し、これに基づき第1次環境整備事業を実施、茅葺き屋根の掘立柱の復元及び大湯ストーンサークル館の建築等を行いました。また、令和3年にはユネスコ世界文化遺産に登録され、これを機に県道の移設に向けた事業が動き始めた一方、第1次環境整備から20年が経過し、史跡の価値の再検討等の課題が生じ、さらには人口減少社会といった史跡を取り巻く社会情勢に対応するため、令和5年度に特別史跡大湯環状列石保存活用計画を策定し、この保存活用計画に基づき、史跡の本質的価値を保存活用しながら次世代へ継承していくため、第2次環境整備基本計画を策定することといたしました。

資料2 ページの左側をお願いいたします。

第2章計画対象地の概要においては、計画対象範囲や法規制を記すとともに、課題として新たな公有化と遺跡範囲の追加指定が必要なこと、人口減少社会において地域の活力を維持する役割を担う必要性について挙げています。

同じページの右側をお願いします。

第3章調査研究の成果と課題では、成果として昭和6年からの遺跡発見から平成26年まで様々な発掘調査が続けられ、平成29年には総括報告書を作成したことを挙げています。

課題として、未だ解明の余地が残る大湯環状列石の全容に関する研究など、研究史と現代の調査研究成果を包括したさらなる調査研究が求められている点を挙げています。

3 ページの左側をお願いします。

同じく第3章保存整備の成果と課題では、成果として万座・野中堂環状列石の露出展示、いわゆる実物展示を中心として、環状列石の円環構造等を表しつつ、縄文時代の風景そのままを体感してもらえた点を挙げています。

課題としては、環状列石本体について、管理用カルテ策定や3次元測量による位置情報のデジタルデータ化の保存の重要性について挙げています。

同じページの右側をお願いします。

同じく3章の公開活用の成果と活用では、成果として大湯ストーンサークル館において、常設展示や勾玉づくりなどの体験学習のほか、新たに子供向けの学習プログラムを開発してファミリー層の獲得を行った点を挙げました。

課題としては、史跡のユニバーサルデザイン化や館の展示方法の見直しによる魅力強化及び普及教育機能の向上等が求められている点を挙げています。

4 ページをお願いいたします。

第4章、第5章整備方針・ゾーニングでは、「感動から理解へ、本物の価値を伝え、誰もが楽しめる史跡を目指す」というスローガンを掲げ、本物の価値で感動を生むことを主眼とし、ゾーニングにおいては万座・野中堂環状列石をメイン見学エリアと設定すること

を挙げ、基本方針として県道移設後に一体化する史跡の活用を見据えた整備を行っていくことを主なものとして挙げています。

隣の第6章の第二次整備の内容におきましては、遺構の表現は継承するための整備と、今後に向けて調査研究を行うものに取り扱いを分けて両面、いわゆる二刀流で進め、また県道移設に伴うアプローチの変更やガイダンス施設を増築し、文化観光交流拠点の機能を持たせることで、幅広い層に縄文の価値を伝えられる施設を目指すこと。また、子供・初心者向けには感動を、専門家向けには知識の視点を設定し、より幅広い層をターゲットとすることを挙げています。

次のページをお願いします。

最後の第7章は本計画の年次計画表となります。

直近の計画では、令和8年度には掘立柱建物、茅葺き屋根の建物の復元や復元排積遺構遺構の整備等の基本実施設計を、令和9年度には工事を計画している旨を挙げています。

続いて最後の6ページは、環境整備事業のイメージパースを載せておりますので、ご覧くださいませ幸いです。

以上で説明を終わります。

○**浅石委員長** 所管事項の報告が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、市民部の報告事項について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。児玉委員。

○**児玉委員** 市民部じゃないのかもわかんないですけど、新しく部を設置するという話が出ておりますが、今いろいろ説明を受けた計画、そういった中で部を設置した関係で、この計画が変わりうる可能性はないのでしょうか。

○**浅石委員長** ストーンサークル館長。

○**花海ストーンサークル館館長** おそらく、こちらの計画とストーンサークル館関係だと思えますけども、変わることはないです。

○**浅石委員長** ほかにございませんか。赤坂委員。

○**赤坂委員** まず、国保税のことについて教えてください。

国保税の賦課上限が変わるということでご説明をいただきました。109万円が113万円に変わるというご説明であったかと思いますが、現在この天井の109万円を超えて賦課されるべきところが、この天井の影響を受けられる方、どれぐらい見込まれているのか、分かれば教えてください。

○**浅石委員長** 高杉副主幹。

○**高杉税務課副主幹 兼 課税班長** 令和8年度予算ベースの推計ですが、限度額を超える方は28世帯を想定しております。ただ、実際、所得の伸びが今年度は大きい、予想よりも大きいものと思われますので、実際はもっと増えるかもしれません。

以上です。

○**浅石委員長** ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 国保税ですが、想定では28名でもちょっと伸びるかもしれないというお答えであったかと思います。

健康保険に関しては社会保険と国保と2つあるわけですが、社会保険に関しては天井がないように思いますが、国保に関しては例えば113万円への増ということなんですけれども、例えばその天井の考え方として、税収が厳しい中で、今のところは28世帯ということなんですけれども。言い方はあれですけども、取れるところからもうちょっと取るという考え方になると、例えば天井、今後ですね、財政が厳しい見通しを示されている中ではありますので、例えばどれぐらいの天井を上げることで、財政の見込みというところが、今、財政調整基金の取り崩しみたいところがかかり表からは見て取れるわけなんですけれども、例えば適正な賦課というところとか、応分負担という考え方からいくと、天井の上げ方みたいところが1万円上げるだけで、この財政の健全化というところが果たされるのかどうかというところを考えると、どれぐらいその影響を受けられる方いらっしゃるってということを考えるとあれかもしれませんが、例えば天井を1万円しか今回上げないんですけれども、見通し、例えば何年か後にはもう少し天井を上げなければいけないという状況になるのか、それとも天井を1万円上げることで、しばらくの間は、見通し的には財政調整基金の取り崩しなどもそれほど大きい影響を受けないような見通しなのか、教えていただければと思います。

○浅石委員長 高杉副主幹。

○高杉税務課副主幹 兼 課税班長 まず、税制税率の話でございますが、国民健康保険は国民皆保険の考えのもと、国民健康保険法や、また税によっては地方税法、それによって全国一律で限度額等を定められているものになります。

こちらのほうは国会等で国の全国の国民健康保険、そういったものを考慮して決定しているものと考えておりますので、市単独で限度額を上げるということはありません。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 ちょっと別の質問をさせていただきます。

資料でお示しをいただきましたが、市民部資料2ですね。子ども・子育て支援金分の追加ということで、トータルの納付金額が1,500万円必要ということで、各モデルケースごとにこれぐらいの負担になりますという資料でお示しをいただいております。

この中でですね、モデルケースをお示しいただいているんですけども、40歳以上単身のケース、65歳以上夫婦のケース、それから4人世帯のケースということで3つお示しいただいております。

この中で特に、これ本当にモデルケースになるのかなというところが①の40歳以上単身というケースの場合です。

年収150万円で給与所得があられる方ということで、その方が2割軽減を受けられた場合で、10万1,600円の年税額のケース、これが支援金追加されると10万4,400円ほどになるというケースをお示しいただいております。この金額を考えるとですね、年収

150万円となると、月額で12万円ちょっとの給料になるのかなというところで、こういった方々が40歳以上の単身の世帯で2割しか軽減が受けられないということになると、果たしてこういうモデルケースの方々、生活をしていけるのかなというところを非常に私、今、ちょっと衝撃を受けているんです。この給与で果たしてこう、将来的に自分の老後の心配とかですね、そういったところを将来設計ができるケースになるのかなというところを考えると、非常に厳しいケースになるのかなと今見ております。

一方で②のケース、65歳以上の夫婦、年金生活者ということ想定されている、年収200万円と年収80万円。世帯年収でいくと280万円なんですが、それぞれ年金の場合は基礎控除額が違いますので、しかも奥さんがいらっしゃるんで、配偶者の控除を考えると、もしかしたらこれは非課税世帯とかに該当してくるのかなというところがわかりますが、こういったところが5割軽減を受けると一方で、現役世代の40歳以上の単身の世帯がこれぐらいでしか生活できないというところと、2割しか軽減を受けられないという税負担の公平性みたいなところを考えると、果たしてこの軽減制度でいいんでしょうかというところを非常に感じるわけです。

子ども・子育て支援金なので、どこを支援したいのかというところでいくと、4人世帯の18未満の就学児2人というケース、ここを支援したい制度なのかなというふうに思うんですが、一番税額負担が高いっていうのが4人世帯になっているというところで考えると、支援金の趣旨と国保の制度設計という部分、ここがなんか乖離しているんじゃないかなと感じるわけですが、軽減の判定も今回ちょっと上限を上げられたということにはなるんですが、このあたり、国保の制度設計として軽減を受けられる部分にもうちょっと何というか、本来支援したい世帯と、もうちょっと応分負担を求めてもいいんじゃないかなという世帯の間に乖離があるんじゃないかなと私は思うわけですが、何か軽減制度について新たに軽減の仕組みを考える、変えるとかですね、ちょっと配慮があるとか、何かしらの変更点を加えるような見込みというのはないものかどうか、質問させていただきたいと思います。

○浅石委員長 高杉副主幹。

○高杉税務課副主幹 兼 課税班長 まず、この資料におけるモデルケースという表現については、ちょっと今後考えていきたいと思います。

確かに議員がおっしゃるとおり、40代以上単身の世帯で150万円の収入というのが果たして本当にモデルなのかというところについては、ちょっと今後考えていきたいと思いますが、まずこの3例については、それぞれのケースごとの賦課額及び子ども・子育て支援金ができただけの場合の増加額をどのくらいになるか判断する資料と捉えていただければと思います。

その上で、軽減制度について、この3例を見て負担が偏っているのではないかとご指摘なのかと思いますが、国民健康保険の税率を設定する際には、応能応益という考えがありまして、応能はその方の所得に応じて負担していただく割合、応益はまず保険に加入

していることで、1人当たりの額であるとか、1世帯当たりの額であるとか、負担していただく割合、それを大体五分五分の割合になるように税率を設定するようにしております。鹿角市のこの新税率のほうもその割合を目指した税率設定となっております。

従いまして、まず、議員の仰る取れる方からはもっと負担を増やしてもいいのではないかという考えもありますけれども、まずは応能は五分五分の割合を維持しながら、そして皆でやっぱり負担していただく制度ではありますので、それは国民健康保険法、そちらのほうでも考えとして示されているので、市としてもそれに従って税率設定等を決め、運営していきたいと考えております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。児玉委員。

○児玉委員 ゴミ処理の関係です。大館と小坂と協議しているようなんですけど、その、例えばいつ頃をめどに答えを出すとか、そういう、めどみたいなのはあるのかどうかをお伺いしたいです。

○浅石委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 私の説明不足で申し訳ありません。

一定の方向性は今年度の話し合いをつけております。

早期の話し合いの結果、施設の整備の状況を考えますと、早期での広域化・集約化は難しいということで結論付けまして、今後のめどにつきましては、基幹改良後、年が経過した令和32年をもう一度このめどとして、今後話し合いを続けていきたいと思いますというところで、一定の結論をつけたところであります。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 ちょっと理解できなかったんですけど、今後20年間は結論は出ないということですか。

○浅石委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 これ何と説明していいかなんですけども、今後20年間かけて広域化をもう一度検討していきましょうということを、今回の協議で結論をつけたということになります。

○浅石委員長 よろしいですか。はい。ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 今のごみ処理の件で、ちょっともう少し詳しく聞かせてください。

今、基幹改良というところと大規模修繕というところが2つ出てきたのかなというふうに思うんですけども、今現在、鹿角広域行政組合でゴミ処理をしていただいているこの施設、これに関してすぐに、例えば何か基幹改良を行って、向こう20年は現在の既存施設を使うけれども、それ以降32年頃をめどにもう一度その広域化の議論を始めるという理解でよろしいでしょうか。

今の既存施設はそのまま向こう32年頃までは使うけれども、そのための改修は必要ですけれども、32年以降になったら2市1町で使うための広域施設を新たに建設するための議論を再度始めるということによろしいのでしょうか。

- 浅石委員長 佐藤課長課長。
- 佐藤生活環境課長 前段の部分の広域行政組合の施設のほうにつきましては、昨年度、施設の長寿命化計画を作成しまして、来年度から4年間基幹改良工事を行った上で、15年以上長寿命化を目指しましょうという計画を立てて、現在、広域行政組合のほうで事業を進めているところです。それで、20年後についてですけれども、それがもう20年経って施設が使えなくなってから協議を始めたということであれば、また時期を逸してしまいますので、32年に向けて適切な時期に協議を再開していきましようということでございます。
- 浅石委員長 ほかにございませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 浅石委員長 ないようですので、次に健康福祉部の報告事項について、質疑、ご意見等がございましたら発言願います。赤坂委員。
- 赤坂委員 健康福祉部の生活保護の関係でちょっと教えてください。  
最高裁判決を踏まえて、追加支給があるということでご説明をいただきました。  
この追加支給なんですけれども、財源については国が最高裁判決を受けたということなので、財源はすべて全額国の方で負担されるということでもいいのか、それとも生保の場合は1割は市町村の負担なので、市町村からの持ち出し分もあるということになるのか、その財源のことをちょっと教えていただければと思います。
- 浅石委員長 安保主幹。
- 安保福祉総務課主幹 兼 保護班長 財源につきましては、通常的生活保護費と同じように、国が4分の3、市が4分の1負担して支給することになります。
- 浅石委員長 赤坂委員。
- 赤坂委員 そうしますと、かなり前から遡り支給ということになるかと思いますが、遡ることによって追加が何か発生するのかどうか。要は5年間保留していた分があると思いますので、そこに対して加算措置を講じなければいけない、要は少し多く払わなければいけないということになるかと思うんですが、多く払われたことによって、現在、生活保護を受けられている方が収入基準を上回ってしまって、生活保護廃止になるという可能性があるのかなのかということもちょっと教えてください。
- 浅石委員長 安保主幹。
- 安保福祉総務課主幹 今後追加して支給するわけですが、追加で支給する今回の保護費につきましては、収入認定をしないという取り扱いになります。
- 浅石委員長 井上課長。
- 井上福祉総務課長 赤坂委員からご質問ありましたもう1点の追加給付の際にいわゆる加算するところはあるのかということですが、今回の追加給付についてはいわゆる加算というか、延滞の分の加算というようなものの支給はありません。
- 浅石委員長 ほかにございませんか。保田委員。

○**保田委員** 認可保育園と認定こども園の入所予定者数のところでちょっと質問させていただきます。この人口減少とともに入所率がかなり下がっていますが、これ見て取れるんですけれども、それに加えてあまり入所率が下がってない保育園もありまして。

この公立の保育園が運営について、どのような工夫をされて、この入所率を上げようとしてされているのか。あと、施設の中でそれだけ園児の人数が少なくなると、お部屋の利用の仕方変わってくると思うんですけれども、その辺の工夫、どのようにされているのか教えてください。

○**浅石委員長** 青山副主幹。

○**青山すこやか子育て課副主幹 兼 こども家庭応援班長** まず、定員に対して公立保育園は大体 50%前後というような形になっているんですけれども、部屋をのスペースを安全に使っていただくというところでは、どの公立の保育園も同じような考えで進めているかと思っています。

○**浅石委員長** 工藤課長。

○**工藤すこやか子育て課長 兼 こども家庭センター長 こども家庭センター長** 補足しますけれども、公立のほうが私立に比べて入所率が低いという指摘があったかと思うんですけれども、それに関して私立については、その定員設定自体が国からの給付費に影響するものでありまして、定員が実態に近くて低ければ、国からの給付金の単価が上がるところがありまして、随時見直しを図っているところにあります。

公立に関してはそういったことがないので、定員の見直しをしばらく行ってないという現状があります。入所率を上げる工夫というところではありますが、少子化の状況がありますので、入所率は上がってこないことが見込まれています。いずれ、入所率5割程度を維持していくのもちょっと容易でないような状況が見込まれておりますので、将来的にはその再編ということについても検討していくというところで、こども計画にも盛り込んでおります。

以上です。

○**浅石委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、次に教育委員会の報告事項について、質疑、ご意見等がございましたら発言願います。赤坂委員。

○**赤坂委員** まず1つ目にですね、社会教育行政中期計画について、少し意見をさせていただきたいと思います。

パブリックコメントを募集されていたけども、残念ながら意見がなかったということではありますが、社会教育のこちら私もかつて携わった分野であるんですけれども、先日開催されました講座にも参加させていただいて思ったところなんですけれども、先日、講師の方が非常にお若い方、鹿角プロレスを行った方と、あとバレエをやってる、講座の先生をやってらっしゃる方が講師になっていただいたんですけれども、参加者の方がですね、

やっぱり何か活動されている方であった場合には、若い方が非常に多く参加してくれて、高校生も参加してくれたんですけれども。やっぱり社会教育にこれから期待される役割としてはですね、やっぱり未来への種まきが必要なのかなというふうに思っています。

指標の中にもあるんですけども、成果指標ではなくて評価指標のほうにあるんですけども、年間通じて新規サークルがどれぐらい登録されたかという指標が 2 番のほうにありまして、団体自体は 37 団体と伸びて、目標に対してかなり大幅に達成したという状況にはなっているわけですけども、この中で特に若者の団体がどれぐらい市民センターを利用してきているのかなという部分の視点をぜひ追加していただきたいなと思うところですよ。

特になかなか高齢化が進んでいる地域の中で、どれだけ若者が活躍しているかという指標がこの中にひとつ入っていただくことで活動している若者が実際に街を元気にしてくれているという印象を持っていただくことで、年に関係なく、この若者の活動に刺激を受けた市民の方が新たに何か活動を起こしていただくという活動の連鎖みたいなのが、これから社会教育にとっては非常に必要な大事な視点になってくると私は思っております。

新たに設定していただいた指標の中で、若者議会、これが 8 年度の目玉事業になってくる部分にはなるのかなと思うわけですが、若者議会を作る目的というところは、やっぱり若者が地域を担う人材として自覚を持っていただいて、その方々の活動を通じて市民の皆さんに何か新たな刺激があったりとか、新たな動きを起こすための呼び水を期待されているのではないかなと思いますので、若者の議会に参加された方の満足度だけが指標になっているわけですけども、市の事業に参加して満足度低いと回答する方、あんまりいないんじゃないかなと思う部分がありますので、ぜひ実績として何か参加者満足度だけではない、例えば周りの市民の皆さんが若者議会の活動を見て、新たに何か活動を起こされたような、何か目に見える成果という部分を求められているのではないかなと思いますので、参加者満足度だけではない市民の方からのどう見えているのか、新たな刺激を受けてもらえたのかどうかという視点を、ぜひこの計画の中に盛り込んでいただけたらなと思います。

意見として述べさせていただきます。

○浅石委員長 村木主幹。

○村木生涯学習課主幹 兼 社会教育班長 ご意見ありがとうございます。

今の計画に盛り込まないとしても、若者のサークルにどのぐらい入っているかというようなこと、これまでちょっと調査したことがございましたので、今後、市民センターにサークルの状況とかを確認するときには、そういった視点も持って調査していきたいと思っておりますし、若者議会の参加者満足度、それ以外の若者が市政に対してどんな期待ですとか、あと満足度を持っているかという部分は市民アンケートでも確認できるのかなと思いますので、そういったところを利用しながら確認していきたいと思っております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。奈良委員。

○奈良委員 委員会資料 3 の子ども読書活動推進計画に関してなんですが、質問っていうより意見なんですけども、私個人的にすごく小さい頃すごく本が好きで、今だったら絶対許されないんですけど、登下校中歩いて本読んでたりとかするぐらい本好きだったんですが。そこで疑問なんですけど、これ、鹿角市の小中学校って授業とは別に朝礼とかに読書の時間って設けてるんですか。私が子供の時、朝 10 分程度読書の時間が強制的にあって、普段本読まない子も強制的に読まされることにより、自ずとしてというか、すごい自然とみんな本を好きになってたんですけど、そういった時間って鹿角の授業というか教育の中であるのかをちょっとお伺いしてもいいですか。

○浅石委員長 米田指導主事。

○米田指導主事 読書の時間の設定であります、各小中学校にこういったものの設定は任されていますが、比較的始業前の朝学習の時間 10 分程度取ってたりですか、あと 5 時間目が始まる前の 10 分間取っているといった形で読書の時間を確保しているといった学校も多くあります。

○浅石委員長 保田委員。

○保田委員 私も同じこの子ども読書活動推進計画についてですけども、すごいとってもいい計画だなと思います。子供の頃からこの読書の習慣をつけるってことはとっても大切で、社会人になってからも本を読む子とを読まない子では、やっぱり人生の豊かさっていう部分で全然違ってくると思います。

それで、この基本方針の中の 4 番なんですけれども、小さい頃から身近にいる大人の影響ってやっぱりすごく大きいと思うんですね。そして、この大人、支える大人を増やしますってありますけれども、これからの計画ですが、どのように増やして、どのような環境を整えていく予定でしょうかお伺いします。

○浅石委員長 村木主幹。

○村木生涯学習課主幹 兼 社会教育班長 こちらの概要版のほうには詳細に記載しておりませんでしたが、計画の本編に具体的にどういったことをやっていくかということ、図書館、学校、幼稚園、子育て支援施設、地域、家庭、ボランティアそれぞれで記載しておりまして、図書館であれば、この読書活動を支える大人を増やしますの部分は、学校の教職員との情報共有の実施ですとか、次世代のボランティアの育成と移動図書館車による配本所の拡充と、学校であれば読書活動に関する保育園やそういった別な箇所との情報共有など、あと大人の絵本に関する読み聞かせ、そういった講座の実施など、いろいろ記載してございます。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

○奈良委員 資料 4 の特別遺跡大湯環境列石第二次環境整備基本計画に関してお伺いします。

確かなんか前回代表質問でしたかのどこかに、今、飲食スペースがないのがこれ、つけ

てもらえませんかという質問に対して、一応なんかその検討はされているというふうに、確かご答弁があったと記憶してるんですけど、この計画の中でどれぐらいの時期からその検討を始めて、もし今候補とか、もしお決まりなのであればお伺いすることというのは可能でしょうか。

○浅石委員長 鈴木副主幹。

○鈴木大湯ストーンサークル館副主幹 ガイダンス施設を増築するわけですがそのスペースにおいてカフェ及びショップを設置することを検討する。それが令和13年度にオープンするというご答弁を教育長から申し上げました。

検討につきましては、令和11年に基本設計、12年に実施設計となりますが、どちらかの段階で設置の場所、規模、内容について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 今、奈良委員のほうから質問があった大湯のストーンサークルの件で私もちよっと追加で質問させていただきます。

今回の整備計画においては、本物の価値というところを強調されておられる部分があるかと思えます。大湯ストーンサークルの特徴的な展示としては、本物の列石が露出展示をされているという部分。これは価値が上がる一方で、本物が地面に露出しているという部分から、例えば破損のリスクとか盗難のリスク、あるいは風化のリスクというのに常にさらされているという考え方もできるわけです。その本物を触れる、触れるわけではないですが、目にすることができるというのは売りの一つではあるんですけども、非常に心配しているのが、インバウンドの観光客を想定されているというのがよくあるんですけども、日本全国世界遺産に登録されているような不動産などもあるわけですが、例えば外国人観光客の方が心ない行動されたりとか、社殿に対して油かけたりとか、文化財の価値を損なうような何か行為をされる方というのも、もしかしたら中にはいるかもしれないということを考えますと、露出展示は確かに価値にはなるかもしれませんが、盗難ですとか、汚損、破損のリスク、あるいは風化のリスクとも常に向き合わなければいけないということになります。

あくまで本物の価値にこだわるという計画にはなっているわけですけども、今後としてもずっと本物を露出展示の状況を変えないのか。

特に今年の冬のような状況を非常に心配していたんですが、組石がですね、どうしても雪の重さで、例えば折れてしまったりとか、曲がってしまう、割れてしまう、倒れてしまうなどというリスクがやっぱり冬の間はどうしてもありまして、列石の周りに土嚢を置いて倒れないような保護もしていたかと思いますが、これが積雪などで万が一倒れてしまつて、元の場所に戻したんだけど、それが元の位置に戻っているかどうかというのは誰にもわからないというかですね。そうなると、実際に遺跡の本物が外に出ていることであるんなリスクを抱えてしまうわけですので、例えばほかの同じくこの縄文遺跡群の中に

は、露出展示ではなくて、本物はあくまでも遺跡の土の下にありまして、レプリカなどが表面に出ているというような展示の仕方をされている施設の方が逆に多いのではないかなと思うわけですが、今後その整備にあたってですね、何か本物の価値というところにこだわるのは非常によくわかるんですが、そのようなリスクとか管理の手間を省くためには、何か一つ手としては、本物ではなくてレプリカを表面に置いておいて、あくまで本物の遺跡に関しては地面の下に置いて保護するという考え方もあろうかと思いますが、計画においてはやはり本物をあくまでも出すという考えは変わらないのかどうか、お伺いしたいと思います。

○浅石委員長 鈴木副主幹。

○鈴木大湯ストーンサークル館副主幹 まず、最初に結論から申し上げますが、実物展示、露出展示は変えるつもりはございません。

理由としましては、露出展示であるからこそその迫力、来訪者を魅了する力があるからであります。当然、露出展示になりますと、最初に考えられるのは保存の問題であります。

令和8年度予算に要求しておりますが、3次元によるレーザー測量により立体的に位置を把握し、万が一災害やいたずら等で倒壊した場合、転倒した場合も数ミリ単位で元の位置に戻せるということが一点。あと、学芸員によりますカルテ、石のカルテを作成することにより、つぶさに一点一点の石を観察し、破損、汚損、盗難等の状況を把握し、検討委員会にいらっしゃる石材専門の検討会と相談しながら対策を打つという点がございます。

あと、盗難についてであります。令和6年度インバウンドの方、約700名がお見えになりましたが、とても行儀のいい方でいらしゃいましたので、建物へのいたずら等、史跡へのゴミを散らかし等はございませんでした。

ただし、盗難のリスクはインバウンドに限らずございますので、監視カメラ等を設置して見守っていくというふうに考えております。以上です。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 あくまで本物の価値にこだわられるということで理解いたしました。

一つ盗難のリスクではないんですが、遺跡周辺にですね、野生動物も非常に多く出てきているということを危惧しています。一番心配しているのはイノシシによる被害であります。例えば、遺跡の中に関しては、動植物は管理されている状態にはあるわけですが、例えばイノシシによる掘り起こしが行われた場合に荒らされてしまって、それが元に戻せないという事態が一番危惧しているところではあります。

最近、遺跡の周辺では熊などによる被害も報告されているところではありますし、市内でもイノシシが出没してきている中で、万が一大事な遺跡に被害が及んでしまった時に戻せなくなって、遺跡の価値が損なわれて、最悪世界遺産の登録にも影響が出るというようなところは非常に危惧しておりますので、その辺への対策も何かしていただけると幸いです。

あと掘立柱の復元建物について1つちょっと質問をさせていただきたいんですが、ほ

かの縄文遺跡群だとですね、現在の掘立柱に関してはロープの中であって、中に入って、例えば何か飲食をされたりとかってということが難しい状態なんですけれども、他の遺跡で掘立柱の代わりに土の中に埋めて縄文遺跡の住居跡を再現して、観光客の方などが中に入って体験したりするようなスペースを整備されているところもあるんですが、縄文遺跡の考え方はそれぞれ遺跡ごとで違うのでいろいろあるんですけれども、観光客の方とかがよく言われるのは、この中に入って何かできたらいいのにねみたいなことを言われる方も結構いらっしゃるので、現在の掘立柱の建物に関しては、なかなか中に入って何かするということは想定されていないような作りになっているのかなと思うんですけれども、体験メニューの一つとして、何か復元建物を新たに作られたりとか、体験メニューを何か強化されたりするような考えがありましたら教えていただければと思います。

○浅石委員長 鈴木副主幹。

○鈴木大湯ストーンサークル館副主幹 掘立柱は全部で 8 棟ございます。特別史跡万座環状列石周辺にございますが、ロープの中にあるものと外にあるものもございます。

また、柱だけの復元建物もございますので、赤坂委員がおっしゃった通り、中に入って体験できる、体験といいますか、こんな暮らしをしていたんだと想像できるスペースは用意されてます。それはそれで整備しますので、体験はできるかと思います。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 あと冬季間の体験についてちょっと意見をさせていただきたいと思います。

先日、冬季間、館の中で行われた東洋大学の学生さんたちがいらっしゃった時に、土器作り体験などをやられる講座にも参加させていただいたんですが、観光客の方が何組かその間いらっしゃいまして、冬季間ですので、実際本物の遺跡をご覧になることはできなかったわけなんですけれども、今回、館の中庭のほうにありますレプリカの展示、こちらを除雪していただけたおかげで、このレプリカの展示が見られたことで、そこで写真を撮られる方ですとか、遺跡を見た気分になられる方という人もかなりいらっしゃったようにお見受けされました。

本物にこだわられているというところは理解しましたが、どうしても冬季に関しては、このせっきくの本物がどうしても見るできない。冬季間の観光がどうしても弱いという部分がありますので、例えばレプリカの規模を少し増やす、あるいは数を増やす。中の遺跡だけではなくて、何か掘立柱の建物もレプリカを一つ準備していただいて、冬季間でも掘立柱の復元建物などに触ることができる、中に入ることができるなどの施設があれば、冬季間の誘客、集客にもつながるのではないかなと思います。冬季間の対策は何か考えておられたら教えていただきたいと思います。

○浅石委員長 鈴木副主幹。

○鈴木副主幹 確かに委員のおっしゃるとおり、冬季間につきましては、遺跡が雪で閉鎖されました。館のみの展示となるということで、先ほど委員もおっしゃられましたが、東洋大学の生徒さんとお客様が来た時は、レプリカが見れたので好評だったという意見でござ

ざいました。

今後、先ほど説明申し上げました 第二次環境整備計画においては、展示施設の増築及び展示内容の更新ということも考えております。よって、冬季間であっても、例えば委員から出た案ですが、縄文人の人形を作って飾るとか、触れるとか、そういったレプリカも用意して、冬季間においても、子供には感動を、専門家には知識を与える施設を整備してまいすることで、冬季間の誘客につなげたいと考えております。

以上です。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 第4次鹿角市スポーツ推進計画について質問させていただきます。

委員会資料の2番ですね。スポーツ推進計画ですが、基本目標3のところでは、スポーツで街の経済とつながる、基本目標2の方では、スポーツで人とまちがつながるというような目標を掲げられておられます。4月からの観光戦略部にはスポーツというところが入っていないわけですが、こういったまちづくりですとか経済であったりというような目標を掲げておられますので、例えばこういった観光戦略部とのつながりとかですね、連携みたいな部分がスポーツにも大事な視点になってくるのかなというふうに考えます。

特に基本目標3番のところ、施策3の(2)のところ、スキー大会の聖地づくりというところを掲げられておられるわけですが、スキー大会の聖地という言葉を使われているわけですが、この聖地というのはどういう状態を聖地とお捉えになっているのか、どうなったら聖地になるのかというところ、どういうふうにこの聖地の捉え方をお考えなのか教えてください。

○浅石委員長 田原政策監。

○田原スポーツ振興課政策監 聖地という名称ですが、今までは秋のサマーノルディックスキー大会、こちらについては聖地を目指してということで、当初は10年間の補助を国のほうから補助をいただきながら10年間進めてきて、現在、継続してきているわけですが、そのようにできれば全国規模の大会を例年開催できる、施設的には十分な施設を有していると思っておりますのでスキー連盟の協力をいただきながら実施することにはなるわけですが、そのような計画の中では、できれば全国規模の大会を継続してまいりたいというような部分についても記載されているということでございます。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 鹿角市はスキーと駅伝のまちということで標榜しているわけですが、今冬のオリンピックの現状を見ますと、非常に日本人の活躍されている分野がスキーよりもスノーボードの競技がものすごくメダル数ですとか、選手の活躍を見る限り、スノーボードがものすごく躍進したなという印象を私は持っております。

鹿角市については非常に恵まれたロケーションにあって、スキーに行こうと思ったら30分圏内でスキー場が複数あるという非常に恵まれた環境ではないのかなと私は思って

おりまして、まさにこのスキーマの聖地という部分では、市民がいつでも誰でも思い立ったらすぐスキーに行けるという、この非常に恵まれたロケーションにあると思っています。

ただ、この聖地ということを考えますと、例えばウインタースポーツというふうにな名前を変えることで、スノーボードのお客さんですとか、スノーボーダーを目指すような方たちも呼び込めるのではないかなというふうに思います。

今、3つスキー場があるということで申し上げましたけれども、例えばひとつはスノーボードに特化したスキー場に改めることで、スノーボードをやられている方って若い方がすごく私は多いなというふうに思っているわけですが、特に若者を呼び込みたい、投資を呼び込みたいというところは政策の中心に今あるわけですので、特にオリンピックの状況を見る限り、あれに憧れてウインタースポーツを始めようとする若年層の皆さんがじゃあどの競技を選ぶかってなった時に、スキーを選ぶのか、それともスノーボードを選ぶのか、ほかのウインタースポーツを選ぶのかという観点からすると、確かに今のスキーの聖地というところでは、向こう20年ぐらいは何とか持ちこたえるかもしれない、でも、その後にスノーボードのほうにスキーの人气が逆転されてしまうと、スキーの聖地にはあまり人が行かずに、逆にスノーボードの聖地になってしまったところに人が行くようになるというところは避けたいと思うわけですので、スキー大会の聖地というよりは、ウインタースポーツの聖地を目指して、この計画とかも立てていただいたほうが、これからの鹿角市の将来にあたって人を呼び込んだりとか、投資を呼び込んだりするという観点からは、そういう視点も大事なのではないかなと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○浅石委員長 田原政策監。

○田原スポーツ振興課政策監 ウインタースポーツとなりますと、かなり幅広いといえますか、ソリというか、ボブスレーなども入ってくるかなと思いますので、なかなかそこまで広げるといってハードルも少し高くなるのかなと思いますので、少し検討させていただきながら、スノーボードにつきましては、来年度の8月からは、今までは全日本スキー連盟だったものが名称が変わりまして、スキー・スノーボードとスノーボードが追加される予定となっておりますので、非常にスノーボードについてもオリンピックの効果もあるかと思っておりますけれども、見ているお子さん等々も、スキー・スノーボードにつなげて実施していただければと思いますが、そのような情勢の流れといえますか、時代の流れもありますので、検討させていただきながら。

スキーについてはこれまで続けてきた部分もありますので、引き続き行ってまいりたいと思っておりますけれども、ウインタースポーツとちょっと幅広くなってしまうので、少し検討させていただきながら進めてまいりたいと思っております。

○浅石委員長 連盟のほうもスキーとスノーボードの連盟に名称を改められるということですので、加えて鹿角のアルパスにはですね、スケートボード場もあるわけですが、例えば夏場はスケートボード、冬場はスノーボードみたいな形に変えて、同じ競技、例えばオ

リンピックのほうでもスケートボードの選手がスノーボードに出られたりというような事例もありますので、夏場はスケボーの聖地、冬場はスノーボードの聖地みたいな形で、通年で観光客が来てもらえるように、例えば夏場のスキーであればサマーノルディックとかあるわけですので、同じく夏場はこれ、冬場はこれみたいな形で、通年を通してスキー、スノーボードの選手、そういう愛好家の皆様が鹿角市に訪れていただけるような計画作りをぜひ進めていただければと思います。よろしくをお願いします。

○**浅石委員長** ほかにございませんか。鈴木副主幹。

○**鈴木大湯ストーンサークル館副主幹** 先ほどの奈良委員のご質問に対する答弁に誤りがございましたので、お詫びして訂正いたします。

カフェならびにショップの検討、検討時期であります。基本設計が令和10年、実施設計が令和11年、令和12年が工事となっておりますので、令和10年から令和11年、この2年間で検討をしてまいりたいと思います。

○**浅石委員長** ほかにないようですので、所管事項の報告についてはこれで終わります。

ここで、14時50分まで休憩いたします。

#### 午後2時40分 休憩

○

#### 午後2時50分 再開

#### 【案件】

○**浅石委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に案件に入り、(1)付託事件の審査を行います。

初めに、議案第7号「鹿角市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」を議題とします。当局の説明を求めます。市民課長。

○**成田市民課長** 議案書の18ページをお開き願います。

議案第7号「鹿角市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について」説明します。

提案理由ですが、支所機能の見直しにより、花輪・十和田・尾去沢・八幡平・大湯の5つの支所を、本年9月30日をもって廃止することに伴い、支所で取り扱う公的証明書の発行業務等を新たに郵便局へ委託するため、業務を取り扱う郵便局に花輪・毛馬内・尾去沢・八幡平・大湯の5つの郵便局を指定することについて、議会の議決を求めるものです。

19ページをお願いします。

1の指定する郵便局の名称及び所在地につきましては、記載のとおりです。

2の指定する郵便局において取り扱う事務は次のページにかけて、8つの事務を挙げております。証明書交付等に係る事務は(1)から(5)と(8)になります。

また、マイナンバーカードの電子証明書発行等に係る事務は(6)と(7)で、これまでは本

庁のみで取り扱っているものです。この度の郵便局委託に伴い、新たに各地区の窓口においてサービスを提供してまいります。

3の指定期間につきましては、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとします。

ただし、当該指定期間満了の3か月前までに、鹿角市及び日本郵便株式会社のいずれもが書面により委託事務の取扱いを廃止する旨の意思表示をしないときは、当該期間を1年間延長することとし、以後も同様とするものです。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑、ご意見等がございましたら発言を願います。児玉委員。

○**児玉委員** 支所をなくして郵便局っていう形なんですけども、今までもそうでしたけれども、個人情報保護の観点で非常に心配される部分、特に外部に委託した場合の観点で非常に心配になるわけですが、その辺のところというのはどういうふうな手当というか、対応になっているか伺います。

○**浅石委員長** 阿部政策課。

○**阿部市民課政策監 兼 支所窓口班長** 契約の中で秘密保持についてもしっかりと謳っていきたいと思っております。

○**浅石委員長** 兎澤議員。

○**兎澤委員** 郵便局の指定ということで、こういう事例は他の地区でもあるものなのかどうか。そして、もしあるのであれば、どういうふうな問題が実際に表れているものなのか、その辺のところ、もしわかる範囲であればお願いしたいなと思います。

○**浅石委員長** 阿部政策監。

○**阿部市民課政策監 兼 支所窓口班長** 郵便局委託につきましては、あの例えばマイナンバーカードだけを委託している市町村ですとか、証明書発行等を委託している市町村もあるんですけど、ちょっとすいません、数まではちょっと把握してませんでした。

○**浅石委員長** 成田課長。

○**成田市民課長** 全国の自治体で委託している件数になりますが、令和7年1月時点で北方領土を含まない市区町村1,741のうち390の市区町村で5,245か所の郵便局に委託しております。

○**浅石委員長** ほかにございませんか。はい。児玉委員。

○**児玉委員** 事例の中で何か問題が発生したとか、何か先ほど話に出ました個人情報が漏れたとか、いろんな事案が発生していないものなのか、その辺のところは把握しておりますか。

○**浅石委員長** 成田課長。

○**成田市民課長** 実際、郵便局へ委託後も、例えば利用者数が少ないといったことで契約を終了する自治体もあるとは伺っております。あと、その個人情報漏洩等の事案発生について

ては把握してございません。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂議員。

○赤坂委員 今回の成田課長からのご答弁で、利用者が少ない利用数が少なかったために廃止という場合なんですけれども、今回の契約では確か1件当たり300円だったかなというように形でご説明を受けたかと思いますが、例えば郵便局からすると取り扱いの割に件数少ないから、ちょっとこれだと採算が合わないので廃止したいという申し出がされた場合に、書面で指定期間のところでは説明がありましたけども、お互いに意思表示がない場合は当該期間を1年延長するという事なので、向こうから一方的に廃止したいと言われても、鹿角市のほうではそれは無理ですと言った場合には、この取扱いは廃止されないということになるのでしょうか。向こうから利益が上がらないからやめるって言われても、鹿角市が納得しないと取扱いはやめないということなんでしょうか。

○浅石委員長 成田課長。

○成田市民課長 郵便局からすると、取り扱い件数に限らず固定費というものも収入になりますので、郵便局側からやめたいという申し入れはないと想定しているところです。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

○浅石委員長 次に、本議案に対して討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。議案第7号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第20号「鹿角市歴史民俗資料館条例の一部改正について」を議題とします。当局の説明を求めます。黒澤課長。

○黒澤生涯学習課長 議案書の83ページをお開き願います。

議案第20号「鹿角市歴史民俗資料館条例の一部改正について」説明します。

提案理由ですが、施設の利用状況を踏まえ、新たな休館日を設けることで施設管理の合理化を図るため条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例(案)ですが、休館日を新たに追加するもので、第7条休館日について毎週月曜日を毎週月曜日及び木曜日に改め、括弧内のただし書きをこの日からこれらの日に改めます。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上で議案第 20 号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑、ご意見等がございましたら発言願います。赤坂議員。

○**浅石委員長** 本条例についてすいません。私、一般質問の中でこれを取り上げていたんですが、時間がなかったので、ちょっとここで質問させていただきたいと思います。

実は1週間は1年間で52週程度あるわけですので、毎週木曜日が休みになった場合は、年間52日程度休館日が追加になるのかなというところなんですけれども、冬季間などにおいて非常に利用が低迷している現状もある中で、今冬の豪雪などの場合には、特にその傾向が顕著だったのではないかなというふうに推察しています。

そうなった場合に、例えば年間休日を同じく52日増やすのであれば、1月から2月の間2か月休んでいたとしても、休館日については同じ52日程度になるのかなというふうに思いますが、この場合のコスト比較という点と、それから例えば歴史民俗資料館の駐車場の除雪を委託しているわけですが、この例えば駐車場の除雪委託みたいなところを市道除雪に振り向けることができれば、もう少し今冬でも除雪体制に余裕を持たせることができるのではないかなというふうに思うわけなのですが、コスト比較の点では、この1日木曜日を追加する部分と、1か月、2か月を休日にする場合の比較検討などはされていたかどうか、教えていただきたいと思います。

○**浅石委員長** 鎌田主幹。

○**鎌田生涯学習課主幹 兼 文化財振興班長** 赤坂議員の質問にお答えいたします。

昨今、利用状況を鑑みまして、歴史民俗資料館において指定管理者等々の協議の末に、来年度から定休日を1日、週1日から2日に見直すことを決定しているものでございます。

この決定段階におきまして、木曜日の休日にした理由としましては、来館者の週平均を取りまして、比較的人数が少ない木曜日としたものでございます。冬季間の休業につきましては、この歴史民俗資料館自体が市の文化財でございますので、この文化財におきましては、年間通して市民に周知を、周知というか来ていただきたいということで、これまで開設しているところでございます。

それで先ほどコストの面なんですけれども、実際のところは冬季間閉館するというコストの面の試算はしておりません。ただ、週1日、年間50日休日を増やすことで、大体歴史民俗資料館ですと40万円ぐらいの経費削減につながっておりますけれども、冬季間などの除雪に関しても、確かに同じような年間、今年で言うと40万円ぐらいの経費がかかっております。

ただやはり歴史民俗資料館で行っている冬の事業としましては、ひな人形展、こちらの方が非常に市民からの人気が高く、今年度も大変好評だというふうに伺っております。併せてそういった企画展もございますので、冬の間もこういった魅力ある企画展を通して、年間を通して利用を促していきたいという気持ちはあります。

ただ、来年度以降 1 日休日を増やすということも踏まえまして、冬季間の利用もさらに精査しながら、今後検討の一つとして考えていきたいと思っております。以上です。

○浅石委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案に対して討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。議案第 20 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第 20 号は原案のとおり可決するものと決します。

次に、議案第 21 号鹿角市福祉保健センター条例の一部改正についてを議題とします。当局の説明を求めます。井上課長。

○井上福祉総務課長 議案書の 85 ページをお願いします。

議案第 21 号「鹿角市福祉保健センター条例の一部改正について」説明します。

提案理由ですが、施設の利用状況に鑑み、新たな休館日を設けることで施設管理の合理化を図るため、条例を改正するものです。

次のページをお願いします。

改正内容についてですが、第 5 条の利用時間については、第 2 号中の日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の規定を削除します。

第 6 条の休館日については第 1 項を号立てとし、第 1 号として日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を新たに追加します。

附則ですが、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上で、議案第 21 号の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案に対して討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。議案第 21 号について、原案のとおり可決するものと決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第 21 号は原案のとおり可決するものと決します。

次に、議案第 22 号鹿角市「子ども未来センター条例の一部改正について」を議題いたします。当局の説明を求めます。工藤課長。

○**工藤すこやか子育て課長 兼 子ども家庭センター長** 議案書の 87 ページをお願いします。

議案第 22 号「鹿角市子ども未来センター条例の一部改正について」説明いたします。提案理由ですが、新たな休館日を設け、職務環境の改善によりサービスの質の向上を図るため、条例を改正するものです。

改正内容については、次のページをお願いいたします。

鹿角市子ども未来センターは、子育てに関する支援や親子の交流の場を提供することにより、子育て家庭における福祉の増進を図ることを目的とし、鹿角市文化の杜交流館内に設置している施設です。

現在は、年末年始のみの休館としておりますが、月 1 回の定期的な休館日を設けることにより、職員の勤務に適度なゆとりを持たせるとともに、全職員が揃う機会を増やし、センター業務の質をより高めていくことができるよう、第 6 条第 1 項を号立てとし、第 1 号として、毎月第 3 火曜日、その日が祝日にあたる時は、その翌日以後の最初の平日を休館日とする旨、定めます。

毎月第 3 火曜日と定める理由につきましては、一週間のうち全体的に火曜日の利用が少ない状況にあること、また現状として祝日と重なることがないのが第 3 火曜日であったことから、これが最も利用者への影響が小さいものと判断したことによるものです。

なお、センター内で実施しているファミリー・サポート・センターの託児について、閉館日の利用を希望される場合は、児童センターや会員の自宅において実施できるよう調整を図ることとしております。

附則として、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上で議案第 22 号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案に対して討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。議案第 22 号について、原案のとおり可決するものと決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案 22 号は原案のとおり可決するものと決します。

次に、議案第 23 号「鹿角市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○**工藤すこやか子育て課長 兼 こども家庭センター長** 議案書の 89 ページをお願いします。

議案第 23 号「鹿角市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」説明します。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法第 54 条の 3 において準用する同法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため、条例を制定するものです。

この基準は、内閣府令で定める基準を踏まえ、条例で定めるとされておりますが、本市においては、内閣府令と異なる内容を定める特別な事情や特性が認められませんので、内閣府令で定める基準どおりに制定するものとします。

次のページをお願いいたします。

第 1 章「総則」では、第 1 条でこの条例の趣旨を、第 2 条では、一般原則として、特定乳児等通園支援事業者は、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が確保されることを目指すこと、子どもの意思及び人格を尊重して子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供すること、他の福祉サービス等との密接な連携を図ること、子どもの人権擁護、虐待の防止等に必要な体制の整備や職員への研修等の措置を講じることなどに努めなければならないことを定めます。

次のページをお願いいたします。

第 2 章が事業の運営に関する基準の具体的な規定となります。

第 1 節「利用定員に関する基準」では、第 3 条において、事業者は 1 時間当たりの利用定員を定めることや、開所日数や時間等を考慮して 1 月当たりの利用定員を定めることを規定します。

次の第 2 節「運営に関する基準」では、第 4 条から次のページの第 11 条までは、事業者が利用申し込みを受けた後に対応すべき、子どもと保護者の心身の状況の把握等に必要な面談や、利用開始にあたっての支給認定証の確認、そのほか、支援の内容等を記録しなければならないことなどについて定めます。

第 12 条と次のページ第 13 条にかけては、特定乳児等通園支援に関する費用の額やその他の必要な費用を保護者から求める際の方法について定めます。

94 ページをお願いいたします。

第 14 条は、乳児等通園支援事業の取扱方針、第 15 条は支援の質に関する自己評価や、定期的な外部評価を受け、改善を図らなければならないことを定めます。

第 16 条は子どもと保護者からの相談と援助、第 17 条では緊急時等の対応、第 18 条で

は保護者の不正行為の市町村への通知について定めます。

第 19 条は運営規程を定めること、次のページの第 20 条は、職員の勤務の体制や資質の向上のために研修の機会を確保することを定めます。

第 21 条は、利用定員を超えて支援の提供を行ってはならないことを定めます。

第 22 条では、運営規程の概要や職員の勤務体制、費用などの重要事項を掲示すること等について定めます。

第 23 条では平等取り扱いの原則、次のページになりますが第 24 条では虐待等の禁止、第 25 条では秘密保持義務、第 26 条では保護者への情報提供に関する努力義務、第 27 条では利益供与等の禁止を定めます。

次のページをお願いいたします。

第 28 条では苦情があった場合の対応、第 29 条では地域との連携に努めなければならないことについて定めます。

第 30 条は、事故の発生防止及び再発を防止するために講じなければならない措置を規定します。

次のページをお願いいたします。

第 31 条では会計を区分すること、第 32 条では記録を整備し、保管することについて定めます。

第 3 章「雑則」ですが、第 33 条において、書面等で行うとされている記録や作成を、電磁的記録により行うことができると定めます。

100 ページをお願いいたします。

附則として、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとします。

以上で議案第 23 号の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑、ご意見等がございましたら質疑願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案に対して討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 23 号について、原案のとおり可決すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第 23 号は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第 24 号「鹿角市乳児等のための支援給付に関わる利用者負担額に関する条例

の制定について」を議題いたします。

当局の説明を求めます。工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 兼 こども家庭センター長 議案書の 101 ページをお願いします。

議案第 24 号「鹿角市乳児等のための支援給付に係る利用者負担額に関する条例の制定について」説明します。

提案理由ですが、子ども・子育て支援法に基づく乳児等のための支援給付に係る利用者負担額を定めるため、条例を制定するものです。

次のページをお願いいたします。

第 1 条は、この条例の趣旨として、乳児等通園支援事業の利用にあたり、給付認定を受けた保護者や扶養義務者が負担すべき費用について必要な事項を定めるものとします。

第 3 条において、利用者負担額について定めます、負担額は、国が標準として示している 1 時間あたり 300 円と定めます。

第 4 条は、利用者負担額の徴収方法について、第 5 条は、利用者負担額を決定し、又は変更したときは、その旨を利用者と特定乳児等通園支援事業者に通知することを定めます。

第 6 条は、利用者負担額を期限内に納付しなければならないことを定めます。

第 7 条は、利用者負担額を減免できることを定めます。

第 8 条として、委任規定を置きます。

附則として、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとします。

以上で議案第 24 号の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。議案第 24 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第 24 号は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 25 号「鹿角市敬老祝金支給条例の廃止について」を議題といたします。

当局の説明を求めます。奈良課長。

○奈良あんしん長寿課長 議案書の 103 ページをお願いいたします。

議案第 25 号「鹿角市敬老祝金支給条例の廃止について」説明します。

提案理由ですが、社会情勢を踏まえ、敬老祝金の支給を取りやめ、敬老、高齢者の生活支援につながる施策を充実させるため、条例を廃止するものです。本条例に基づく敬老祝金は、昭和 58 年から長寿の節目を迎えた方々を対象にスタートし、敬老の意を表するとともに、高齢者福祉の推進を図る目的を保持してまいりましたが、超高齢化社会の現在、報償的な支出よりも、今後の生活に困難を抱えている方々への支援に予算を振り向け、高齢者の生活の質の向上を図ることを優先したいとの考えから条例を廃止するものです。

次のページをお願いいたします。

条例案であります、鹿角市敬老祝金支給条例は廃止する。

附則として、この条例の施行日は令和 8 年 4 月 1 日とします。

以上で議案第 25 号の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑、ご意見等がございましたら発言願います。奈良委員。

○奈良委員 これ、次の 26 号ともちょっと通じるものがあるんですけど、この廃止はすごく私も今の情勢的にやむなしだというのはよくわかるんですけど、元々あったものがなくなることにより、多分もらうはずだった方の気分といいますか、ちょっと損というかという気持ちはあると思うんですけども、この議案の廃止に関して、何かこの丁寧な既にご説明とかっていうのはされているものなんでしょうか。

○浅石委員長 奈良課長。

○奈良あんしん長寿課長 現時点でということの回答になりますが、まだ市民向けには周知はしていません。これからでございます。

○浅石委員長 奈良委員。

○奈良委員 まあ、多くの方は理解していただけると思うんですが、多分「え、もらえると思ってたのに」っていう意見は少なからずあるかと思しますので、市民の方への理解を促すためにも丁寧なご説明をしていただけますようお願いいたします。

○浅石委員長 奈良課長。

○奈良あんしん長寿課長 理解いただけるように丁寧に説明したいと思います。

○浅石委員長 ほかにございませんか。赤坂委員。

○赤坂委員 今、関連してなんですが、それを励みに、「あともうちょっと頑張ればもらえるよ」みたいなところで、がっかりしてしまう人もいるのではないかなと思います。

あの確かに祝い金がなかったとしても、例えば市長からですね、こう一つ賞状をもらって、一緒にご家族で写真を撮られてるようなのがよく広報とかにも載っていて、非常に和やかな雰囲気の中で目録とかを掲げた高齢者の方を見るのも、また一つ楽しみにしてる人もいるのかなと思いますので、祝い金はないものにしても、例えば市長と握手できるとか、ツーショット撮れるとか、ハグしてもらえるとか、何かしらのお金ではないんだけど、敬老の気持ちを表すような何かがあれば、お金というところが一番嬉しいのかもしれない

れませんけども、それがない代わりというところで、お金ではないけども敬老の意を表すみたいところが一つ残ってればいいのかと思うんですけど、その辺り何かお金がかからない敬老の敬意の表し方みたいところ代替案として、もしあればですね、何かお考えあれば教えていただければと思います。

○浅石委員長 奈良課長。

○奈良あんしん長寿課長 祝金支給については、1万円の現金支給ありましたので、ここについては特に代替案は考えてないです。

ただ、この次の議案第26号で説明するつもりではありましたが、100歳長寿祝金も廃止する予定ですが、顕彰状、賞状の贈呈は続けるつもりですので、引き続き敬老の意は表しながら事業を続けていきたいと考えております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結といたします。

次に、本議案に対して討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第25号について、原案のとおり可決するものと決するに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第26号「鹿角市百歳長寿祝金等支給条例の廃止について」を議題とします。

当局の説明を求めます。奈良課長。

○奈良あんしん長寿課長 議案書の105ページをお願いいたします。

議案第26号「鹿角市百歳長寿祝金等支給条例の廃止について」説明します。

提案理由ですが、社会情勢を踏まえ、敬老祝金の支給を取りやめ、高齢者の生活支援につながる施策を充実させるため、条例を廃止するものです。

本条例に基づく百歳長寿祝金は、昭和56年から事業を実施してまいりましたが、先程、説明しました敬老祝金と同様に、100歳を迎えられた方への報奨的な支出よりも、今後の生活に困難を抱えて抱えている方々への支援に予算を振り向け、高齢者の生活の質の向上を図ることを優先したいとの考えから条例を廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

条例案であります。鹿角市百歳長寿祝金等支給条例は廃止する。

附則として、この条例の施行日は令和8年4月1日とします。

以上で議案第26号の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 26 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第 26 号は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 27 号「鹿角市介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

当局の説明を求めます。奈良課長。

○**奈良あんしん長寿課長** 107 ページをお開き願います。

議案第 27 号「鹿角市介護保険条例の一部改正について」説明します。

提案理由ですが、令和 7 年度税制改正における給与所得控除の見直しの影響により、第 1 号保険料の標準段階が変わりうる第 1 号被保険者の令和 8 年度保険料の特例減免について定めるため、条例を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

第 10 条第 1 項は、特例減免の対象を示すもので、令和 7 年度及び 8 年度の各年度に市町村民税が課されていないもので、介護保険施行令附則第 25 条に規定する令和 8 年度の市町村民税が課されていると見なされる場合であって、施行令附則第 25 号が適用しないとした場合、つまり令和 7 年度の税制改正がなかったものとして所得計算した場合に、当該第 1 号被保険者の令和 8 年度分の保険料に関わる保険料率が令和 7 年度と比較して高い保険料段階に決定されるときは、当該被保険者の令和 8 年度分介護保険料を減免する規定となります。

第 2 項は、第 1 項の規定を満たした場合の令和 8 年度介護保険料の額を、施行令附則第 25 条が適用しないとした場合の所得段階による保険料率で計算した額とすることを規定しております。

第 3 項は、今回の特例減免については、納付義務者から申請を要しないことを規定します。

また、附則として、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

以上で議案第 27 号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑、ご意見等がございましたら発言願います。赤坂委員。

○**赤坂委員** こちらの介護保険条例の改正なんですけれども、いわゆる年収の壁が引き上

げられたことによって保険料率が高い区分になってしまう人は、それが高い区分にならないように取り扱うという趣旨なのかなと思います、その理解でよろしいでしょうか。

○浅石委員長 奈良課長。

○奈良あんしん長寿課長 ちょっと複雑になるんですけども、介護保険法施行令の本法のほうで、7年度の税制改正によって控除額が増えて、金額が安い段階になると、介護保険の運営的には困るわけです。予定していた3か年計画で計画した保険料率が下がってしまうので。

なので、本法のほうでは、我々のほうは第13段階まで所得に応じた保険料がありますけれども第4段階、要は世帯課税以上の所得のある方々については、税法上では例えば非課税になるような方であっても、7年度課税になったんだけど、8年度税制改正で控除額が大きくなって非課税になった家庭でも、7年度の状況を加味して7年度と同じ段階に賦課するというのが本法で決まっています。

それでこれとは別に、今説明させていただいたのは、第4段階より下、いわゆる非課税世帯の方々に対する特例の減免であって、要は低所得者対策になります。

今言ったように、詳しいかと思いますが、年金生活者なので、控除額によっては課税非課税が前後します。同居する人にも状況によって変化することによって非課税であった人が課税になるケースというのがたまに出てきます。それらを防ぐために、今の特例の減免を設けまして、第1段階から第3段階の非課税世帯になる方は、その区分から動かないようにするための施策になりますので、ちょっとわかりづらいんではあるんですけども、国のほうの本法では対応できないということで、市の条例の方で加味させていただいたということになります。

○浅石委員長 赤坂委員。

○赤坂委員 大変詳しい説明ありがとうございました。

おそらく市民の皆さんからすると全然わからないというか、ちんぷんかんぷんなんじゃないのかなと思います。

この今、介護保険条例は一部改正されて、特殊な対策を独自に取られるという意味合いになってくるのかなと思いますが、例えば同じようにですね、同じ非課税ラインを使っている国民健康保険であったりとか、後期高齢者医療のほうは、そこで動いてしまったことによって何か不利益を被るというかみたいな方っていらっしやらないものなんでしょうか。

介護保険だけでいいんですかという質問になります。

○浅石委員長 高杉副主幹。

○高杉税務課副主幹 兼 課税班長 まず、国民健康保険税の算定方法ですが、所得に応じる部分、所得割は住民税の課税非課税を使うわけではなく、純粹に所得から国民健康保険税で定める基礎控除額を引いた額、それが課税標準となりますので、給与所得控除が増え

た改正が令和 7 年度に行われたわけですが、それでまず納税者の方には有利にはなるわけです。

そういった影響はありますが、その課税、非課税によって左右されるというものはございません。

○**浅石委員長** ほかにございませんか。健康福祉部長。

○**阿部健康福祉部長** 市独自にやられると思えますけどもという赤坂議員の発言について、ちょっと補足ですけども、完全な独自ではなくて、施行令の改正のほかに、この部分は市町村でやっていいですよという、そういう取り扱いが示されていて、今回減免として取られた分は、国のほうでその補填の制度も用意している、そういう制度です。

それを受けて、市のほうで条例で規定してやろうということです。

○**浅石委員長** ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。議案第 27 号について、原案のとおり可決することと決することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第 27 号は原案のとおり可決することと決めます。

次に、議案第 28 号「鹿角市交通安全対策会議条例の廃止について」を議題とします。

当局の説明を求めます。佐藤課長。

○**佐藤生活環境課長** 110 ページをお願いします。

議案第 28 号「鹿角市交通安全対策会議条例の廃止について」であります。

提案理由ですが、地域の自主性及び自立性を高めるための、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、交通安全対策基本法の一部が改正されたことに鑑み、条例を廃止するものです。

次のページをお願いします。

鹿角市交通安全対策会議条例を廃止する条例(案)であります。

鹿角市交通安全対策会議は、市の交通安全施策を取りまとめた鹿角市交通安全計画の作成を目的として設置されております。令和 4 年の地方分権改革において、地方の声として、市町村交通安全計画の作成については、都道府県が作成する計画と重なるところが多く、その計画作成に係る労力を現場の施策の実施に振り向けたいとする意見が多く寄せられたことから、市町村計画作成の根拠となる交通対策基本法での位置づけが、努力義務から計画を作成できるという任意へと法改正されております。

現計画である第11次鹿角市交通安全計画の計画期間が今年度末で終了しますが、法改正の趣旨を鑑み、次期計画は作成しないこととし、鹿角市交通安全対策会議条例を廃止するものです。なお、今後につきましては、県が作成する秋田県交通安全計画に基づき、鹿角市交通安全対策協議会において、鹿角警察署をはじめ関係団体等と連携しながら、交通安全対策を進めていくこととしております。

附則ですが、この条例は令和8年4月1日から施行します。

説明は以上です。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑、ご意見等がございましたら発言願います。赤坂委員。

○赤坂委員 交通安全対策会議は県のほうがこれから引き継ぐので、市町村の計画などは作らなくても良くなったという理解でよろしいでしょうか。

その中で、例えば今年の4月から自転車に関する交通規則がかなり大きく変わるわけですが、こういったところの周知などに影響が出ないかというところを一番心配している部分でありますので、この辺り県の計画になったとしても、市町村は変わらず周知などには関わっていくというところなのか、教えていただければと思います。

○浅石委員長 金澤主幹。

○金澤生活環境課主幹 兼 環境生活班長 今、交通安全対策会議のほうを廃止するわけですが、毎年交通安全実施計画というものを対策協議会のほうで定めて、それに基づいて年間の交通安全に関する事業を実施しておりますので、特段問題はないと思っております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第28号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第33号「令和7年度鹿角市一般会計補正予算(第11号)」中、歳出2款1項13目諸費、2項市民共働費、3項徴税費、4項戸籍住民基本台帳費、3款民生費、4款1項1目保健衛生総務費、2項清掃費、10款教育費を議題とします。

これより当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後、順次質疑を受けてまいりたいので、よろしくお願いたします。

それでは説明をお願いいたします。井上課長。

○井上福祉総務課長 補正予算書の24ページをお願いします。

2款1項13目諸費のコード0110返還金243万7,000円の追加は、令和6年度実績の確定に伴う3件の国庫補助金を返還するものです。

○浅石委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 続きまして、2款2項2目生活安全対策費の説明欄、コード0401地域公共交通維持確保対策事業の1,817万4,000円についてであります。国の国庫補助であります路線バス事業が確定したことに伴いまして、国・県の補助金が確定したことでそれぞれ増額や減額を行うものです。

その下の2款2項5目交流センター費のコード0205交流センター改修事業の544万5,000円の減額についてであります。実績見込みにより工事費及び委託料を減額するものです。

改修工事について、建築工事及び機械設備工事、電気設備工事の3つに分割発注しておりますが、電気設備工事につきまして、キュービクルが年度内に納入できないことから、令和8年10月まで工期を延長しております。

25ページをお願いします。

2款4項戸籍住民基本台帳費であります。コード0101戸籍住民基本台帳費45万7,000円の補正は、当初予算で計上した戸籍附票システムの標準化に係るシステム改修委託料について、一部作業を令和8年度で実施することになったため303万6,000円を減額するほか、新たに戸籍附票へ旧氏及び旧氏の振り仮名を記載するための戸籍附票システム及び住基システムの改修委託料349万3,000円を増額するものです。

コード0515証明書コンビニ交付事業107万8,000円の増額は、戸籍附票への旧氏及び旧氏の振り仮名記載に係るコンビニ交付システムの改修費用です。

旧氏等の記載に係るシステム改修委託料は、年度内での事業完了が見込めないため、財源となる国庫補助金と併せ、令和8年度に繰り越すこととしております。

2款の説明は以上です。

○浅石委員長 井上課長。

○井上福祉総務課長 続きまして、3款民生費について説明いたします。

同じページの3款1項1目社会福祉総務費から、3款2項2目児童措置費までについては、いずれも財源更正によるものです。

26ページをお願いします。

3款3項1目生活保護総務費のコード0101生活保護事務費、システム改修委託料33万円の増額は、先ほどの所管事項報告で説明しました最高裁判決を受けた生活保護費の追加支給に向けシステムを改修するものです。

3款は以上です。

○浅石委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 兼 こども家庭センター長 ページは同じ26ページをお願いします。

ます。

続きまして、4款衛生費について、ご説明いたします。

コード0203 かつの厚生病院支援事業、かつの厚生病院支援補助金は、特別交付税を財源としたものですが、今年度から小児病床が受入れ休止となったことから、小児病床分として算定していた1,014万3,000円の減額分と、特別交付税に関する省令の改正に伴い救急病床分等の基準額が改正されたことによる120万7,000円の増額分の、差し引き893万6,000円を減額するものです。

次のコード0510 がん検診推進事業のシステム改修委託料583万5,000円の減額については、健康管理システムの標準化移行業務委託契約に係るプロポーザル審査による契約額の確定による差額分を補正するものです。

4款の説明は以上です。

○浅石委員長 似鳥課長。

○似鳥総務学事課長 続きまして、10款教育費について説明いたします。

31ページをお願いします。

10款4項1目幼稚園費コード0210 保育サービス充実の一時預かり事業費補助金29万1,000円と、その下のコード0215 すこやか子育て支援事業費補助金の25万4,000円は、いずれも国の単価改定と実績見込みにより増額するものです。

次に5項5目大湯環状列石費の史跡管理委託料107万5,000円の減額は実績見込みによるものです。

議案第33号の説明は以上です。

○浅石委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに2款1項13目諸費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に2款2項市民共働費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に2款3項徴税费について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に2款4項戸籍住民基本台帳費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に3款民生費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に4款1項1目保健衛生総務費について質疑、ご意

見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、次に4款2項清掃費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、次に10款教育費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

○**浅石委員長** 次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第33号中当常任委員会所管の補正予算について、原案のとおり可決すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第33号中、当常任委員会所管の補正予算は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第34号「鹿角市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題とします。当局の説明を求めます。奈良課長。

○**奈良あんしん長寿課長** 40ページをお開き願います。

議案第34号「令和7年度鹿角市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について説明いたします。

第1条は債務負担行為について定めております。

次のページ41ページをお願いいたします。

第1表債務負担行為であります。令和8年度当初から業務を円滑に行うため、3月中に契約を行う必要がある電算処理業務委託料や介護予防ケアマネジメント委託料など4件について債務負担行為を設定するもので、限度額は記載のとおりであります。

以上で議案第34号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして、本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 34 号について、原案のとおり可決することと決するに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第 34 号は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 37 号「令和 8 年度鹿角市一般会計予算」中、歳入 1 款市税、歳出 2 款 2 項市民共働費、3 項徴税費、4 項戸籍住民基本台帳費、3 款民生費、4 款 1 項保健衛生費、2 項清掃費、7 款 1 項 3 目消費者行政推進費、10 款教育費を議題とします。

これより当局の説明を求めますが、説明は一括して受け、その後順次質疑を受けてまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは説明をお願いいたします。佐藤課長。

○**佐藤税務課長** 議案第 37 号「令和 8 年度鹿角市一般会計予算について」説明いたします。

当初予算書の 16 ページをお願いします。

歳入 1 款市税となります。1 項 1 目の個人市民税は、賃金の上昇による給与所得の増のほか、農業所得や年金所得の増を見込み、前年比 6.7%増の 11 億 4,323 万 1,000 円、同じく 2 目の法人市民税は企業収益の増加を見込み、前年比 10.7%増の 2 億 1,383 万 3,000 円を計上しております。

2 項 1 目の固定資産税は、土地や償却資産分は減少するものの、非木造家屋の新築を見込み、前年度並みの 14 億 3,976 万 1,000 円を計上しております。

次のページをお願いします。

3 項軽自動車税は 1 目の環境性能割は税制改正により廃止となりますが、前年度令和 7 年度取得分が 8 年度に収入となる分を見込んでおります。

2 目の種別割は全体で台数は減少する見込みですが、新税率適用台数の増加により前年度並みの 1 億 2,080 万 6,000 円を計上しております。

4 項 1 目の市たばこ税は、販売本数の減少傾向により、前年比 1.8%減の 2 億 373 万 9,000 円を計上しております。

5 項 1 目の入湯税については、令和 6 年度と 7 年度の実績に基づき、前年比 3.8%増の 2,840 万 3,000 円を計上しております。

歳入は以上です。

○**浅石委員長** 佐藤課長。

○**佐藤生活環境課長** 続きまして、歳出の説明をいたします。

予算書の 66 ページをお願いします。

2 款 2 項 1 目共働推進費については、職員の人件費のほか、自治会活動の活性化に対する支援事業や男女共同参画推進事業の費用を計上しております。

コード 0101 自治会振興事業では、自治会長会議や地域づくりリーダー研修会を開催し、市政の情報共有を図るとともに、自治会元気づくり応援補助金や自治会館建設事業費補

助金などの活用により、自治会活動の基盤強化が図られるよう支援をしております。

次のコード 0107 集落支援事業では、集落支援員 2 名を配置し、集落の課題等を把握する状況調査や話し合いを支援するほか、集落活動応援事業費補助金などにより、具体的な活性化事業に取り組む自治会や地域への支援を進めてまいります。

67 ページをお願いします。

コード 0110 男女共同参画推進事業では、現在、策定を進めております第 5 次男女共同参画計画に基づき、啓発講座やワークライフバランス優良企業表彰などを実施しながら、男女共同参画社会の実現を目指してまいります。

2 目の生活安全対策費については、総合相談や人権啓発活動、交通安全や防犯、公共交通、空き家対策などについての事業を計上しております。

下段のコード 0201 交通安全対策推進事業では、交通安全指導隊運営費のほか、交通安全宣誓式や交通安全市民大会などの経費を計上しており、関係機関と連携し、地域ぐるみで交通安全対策に取り組んでいくこととしております。

68 ページをお願いいたします。

コード 0401 地域公共交通維持確保対策事業では、将来にわたって地域公共交通の維持確保を図るため、生活バス路線への運行費補助や廃止代替路線などの運行業務委託を継続して実施するほか、二種免許取得費用の助成や路線バス定期券購入費の一部助成を行うこととしております。

また、八幡平地区デマンド型乗り合いタクシーにつきましては、令和 7 年度に引き続き、実証運行に取り組み、課題の検証等を行ってまいります。

69 ページをお願いします。

コード 0450 空き家等適正管理推進事業では、管理が不十分な空き家について適正管理に向けた助言指導を行うほか、危険老朽空き家の解体費用の助成や、令和 7 年度に認定を行った特定空き家 1 棟について、行政代執行による除却工事を進めることとしております。危険老朽空き家除却費補助金につきましては、限度額を引き上げることにより、所有者等による空き家の除却を促進してまいります。

70 ページをお願いいたします。4 目市民センター費については、4 地区の地域づくり協議会等の指定管理に係る市民センター施設の管理運営や、地区ごとに特色ある事業を実施するほか、施設改修工事費として十和田市民センターの空調設備改修工事に係る工事費を計上しております。

次に、5 目交流センター費については、交流センターの管理に関わる共動パートナー事業委託料などを計上しております。

71 ページをお願いいたします。

コード 0205 交流センター改修事業では、令和 7 年度に引き続き、大規模改修に取り組むこととしており、令和 8 年度につきましては、外壁のタイル補修のほか、空調機器の設置、電気配管の更新などに係る工事費を計上しております。

2 款 3 項 1 目 税務総務費は、職員の人件費や関係団体等への負担金が主なものです。

72 ページをお願いいたします。

2 目 賦課費では、税の賦課事務にかかる経費を計上しており、固定資産税においては令和 9 年度評価替えに向けた路線価付設業務委託を行います。

73 ページをお願いします。

3 目 徴収費では、収納事務に係る滞納管理システムの機器の保守や利用料などを計上しております。

74 ページをお願いします。

2 款 4 項 1 目 戸籍住民基本台帳費であります。新たに窓口業務の郵便局委託にかかる費用を計上しております。

郵便局での窓口業務は 10 月 1 日に開始することとしており、令和 8 年度は 6 か月分の予算となっております。

75 ページをお願いいたします。

郵便局委託に係る予算のうち、コード 0101 戸籍住民基本台帳費では、証明書の発行業務等にかかる窓口業務委託料やシステム設定委託料などを計上しております。

76 ページをお願いいたします。

コード 0102 個人番号カード交付事務費では、マイナンバーカードの電子証明書発行業務等にかかる窓口業務委託料や事務機器等借上料などを計上しております。

以上で 2 款の説明を終わります。

○**浅石委員長** 井上課長。

○**井上福祉総務課長** 続きまして、3 款 民生費について説明いたします。

81 ページをお願いします。

3 款 1 項 1 目 社会福祉総務費ですが、この目は特別会計への繰出金、生活困窮者への支援事業や、社会福祉協議会への各種事業委託料、福祉保健センターの管理費などを計上しております。

84 ページをお願いします。

説明欄のコード 0255 多機関協働事業ですが、複雑化・複合化し、支援や解決が困難な事案に対して、支援調整会議を開催し、支援の方向性の調整、関係機関の役割分担や、各相談機関と連携した支援プランの作成などを行うための経費を計上しております。

コード 0256 自立相談支援事業では、生活保護に至る前の段階での自立に向けた支援を図るための相談窓口を設置し、様々な相談に対応するものです。

85 ページをお願いします。

2 目 障害者福祉費ですが、この目は、障がい者に対するサービス給付費と障がい者等の自立した日常生活を支援する地域生活支援事業、障害支援区分認定に係る経費などを計上しております。

86 ページをお願いします。

コード 0210 障害者自立支援給付事業は、障がい福祉サービスの介護給付や訓練給付等について、利用者の増加や高齢化等による支援区分の変更等により前年度当初予算と比較し、3,600万円程の増額となっております。

その下のコード 0215 障害児施設給付事業については、放課後デイサービスや児童発達支援事業の利用者の減少により、前年度当初予算と比較し、500万円程の減額となっております。

87 ページをお願いします。

一番下のコード 0250 障がい福祉計画策定事業ですが、障がい福祉サービスの提供体制の確保や円滑な実施に向けて、サービス見込み量などの具体的な目標値を定めるもので、現行の計画が最終年度を迎えますので、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間の計画期間とする次期計画の策定作業を進めるものです。

88 ページをお願いします。

3 目老人福祉費ですが、この目は、養護老人ホームへの入所措置費のほか、高齢者の生活支援策として、会食サービスや福祉タクシー、住宅の除排雪に係る経費等を計上しております。

89 ページをお願いします。

コード 0235 高齢者等生活支援事業の高齢者エアコン購入支援補助金については、高齢者の生活支援のための新規事業で、高齢者の熱中症対策を進めるため、市内に居住する非課税世帯かつ 65 歳以上の高齢者世帯のうち、自宅にエアコンが設置されていない、もしくは故障等により使用できない世帯に対し、1 世帯当たり 5 万円を上限にエアコンの設置費用を支援するものです。

90 ページをお願いします。

コード 0261 地域包括支援センター運営事業からコード 0263 地域介護予防活動支援事業までは、国の事業見直しにより、令和 6 年度より介護保険事業特別会計から一般会計に移行され、重層的支援体制整備事業として実施しております。

91 ページをお願いします。

4 目老人福祉施設費ですが、高齢者施設 3 か所の運営に係る経費を計上しております。

92 ページをお願いします。

5 目医療給付費ですが、子供や障がい者等への福祉医療費給付に係る経費となります。

6 目後期高齢者医療費ですが、秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金や特別会計への繰出金を計上しているほか、コード 0110 後期高齢者医療保健事業では、後期高齢者の健康診査と歯科口腔健診に係る健康診査委託料 1,720 万円を計上し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見により、健康寿命の延伸につなげてまいります。

93 ページをお願いします。

2 項 1 目児童福祉総務費ですが、この目は、児童福祉に係る一般事務費、こども家庭センター運営事業、ファミリー・サポート・センター運営事業等に要する費用を計上してお

ります。

95 ページをお願いします。

2 目児童措置費ですが、この目は、保育所や認定こども園、家庭的保育事業に加え、来年度から開始する乳児等通園支援事業に係る委託費のほか、給食費の無償化に係るすこやか子育て支援事業、児童手当と児童扶養手当の給付、子ども未来センターの管理運営費、及び保育施設等の施設整備に係る経費などを計上しております。

前年度当初予算と比較し、8,700 万円ほどの減額となっている理由は、保育委託料や児童手当における児童見込数の減少によるものです。

97 ページをお願いします。

コード 0501 認可保育施設整備事業の実施設計委託料は、花輪さくら保育園の空調設備更新工事に係る費用を計上したものです。

3 目母子福祉費から 98 ページまでの 4 目 母子福祉施設費は、ひとり親家庭の相談支援にあたる母子・父子自立支援員の人件費やハニーハイムかづのの指定管理料等を計上しております。

5 目児童福祉施設費ですが、この目は放課後児童クラブ及び児童センターの管理運営に要する費用を計上しております。前年度当初予算からの 1,560 万円ほどの増額は、運営委託料における職員人件費の見直しのほか、学校敷地外に設置する児童クラブ利用児童のための熊による事故防止対策としてのスクールバス運行業務委託、そのほか、十和田小学校内に増設する児童クラブの教室に設置するエアコン工事費用が主なものとなっております。

99 ページをお願いします。

3 款 3 項 1 目生活保護総務費は、生活保護事務に係る事務的経費や被保護者の就労支援事業等が主な支出となっております。

100 ページをお願いします。

2 目扶助費ですが、生活保護世帯は令和 7 年 12 月末現在で 271 世帯 299 人、人口 1,000 人当たりの保護率は 11.3 パーミルで、昨年同時期の 10.8 パーミルから 0.5 ポイント上昇しております。生活保護受給世帯の約 6 割を高齢者世帯が占めており、被保護者の死亡や施設入所等による廃止のケースもあることから、今年度の実績見込みを踏まえた予算計上としております。

101 ページをお願いします。

4 項 1 目 国民年金事務取扱費は、法定受託事務に係る経費となります。

以上で 3 款の説明を終わります。

○浅石委員長 工藤課長。

○工藤すこやか子育て課長 兼 こども家庭センター長 続きまして、4 款衛生費についてご説明します。

102 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費は医療推進や医師確保対策事業、かづの厚生病院支援事業、健康意識啓発事業、妊産婦・乳幼児に係る支援事業、こころの健康づくり推進事業のほか、各種検診事業を計上しております。

コード 0201 あんしん医療推進事業ですが、次のページの説明欄の上から 3 段目、あんしん医療連携事業委託料は、在宅当番医や当番薬局を実施する事業ですが、当番薬局について、これまでゴールデンウィークと年末年始の期間に、当番医の診療に合わせて開設しておりました。令和 8 年度は、これに加えて日曜・祝日の際にも対応できるよう、当番医の近隣の薬局 1 か所を当番薬局として開設するものです。

コード 0202 医師確保対策事業の医学生修学資金貸付金については、令和 8 年度に医学部 4 年生となる学生 3 名と、令和 8 年度から貸付けの申し込みのあった新 1 年生 3 名分の修学資金貸付金です。

その下の鹿角地域医療推進学講座設置事業費寄附金は、秋田県と小坂町と共同で岩手医科大学に寄附講座を設置するもので、令和 8 年度は第 4 期目となる寄附講座の 2 年目となります。

コード 0203 かづの厚生病院支援事業のかづの厚生病院支援補助金は、特別交付税を財源として救急医療の運営、さらに中核病院として地域医療の維持確保を図るために、助成を行うものです。

その下のかづの厚生病院医師確保対策支援補助金は、かづの厚生病院の小児科で腎臓疾患を担当する医師、産婦人科、精神科の非常勤医師を招聘するための人件費と、病院の 16 診療科と病理検査を担当する非常勤医師の交通費や宿泊費について、その 2 分の 1 を補助するものです。これらのかづの厚生病院の補助金は、対象となる補助金総額を市が 80.5%、小坂町が 19.5%の割合で按分し、それぞれ補助するものです。

次のページをお願いします。

コード 0210 健康意識啓発事業では、ベジメータやナトカリ測定を活用した健康教育、そのほか運動教室の開催により生活習慣病の予防等による健康増進を図ります。

コード 0225 妊産婦支援事業では、次のページの中で記載の妊婦支援給付金及び妊娠出産等応援給付金により、妊娠期から出産までの経済的支援を行うほか、出産から子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即して必要な支援につなぐ伴走型支援を行うものです。

109 ページをお願いします。

2 目予防費は、感染症予防のための予防接種事業や狂犬病予防事業について計上しております。

コード 0205 予防接種事業では、インフルエンザ予防接種のうち、小児に高い効果が期待できる点鼻薬によるワクチン接種費用の助成額を拡充するほか、定期接種に変更となる妊婦の R S ワクチン予防接種費用の計上により、疾病予防と経済的負担の軽減を図ることとしております。

また、システム改修委託料については、国が令和10年度に全国展開を予定している予防接種事務のデジタル化について、本市は令和9年3月の開始に向け、健康管理システムの更新等を行うものです。

3目環境衛生費については、環境衛生施設管理費や鹿角広域行政組合斎場費負担金、不法投棄防止対策事業などの経費を計上しております。

111ページをお願いします。

4目環境保全対策費については、環境保全審議会や環境保全対策事業、資源リサイクル等推進事業などの費用を計上しております。

コード0205環境保全対策事業では、生活環境の保全状況を確認するため河川の水質調査や自動車の騒音調査などを実施するほか、クリーンアップ活動の開催により環境意識の向上を図ります。

112ページをお願いします。

4款2項清掃費については、1目清掃総務費、2目塵芥処理費及び3目し尿処理費で、それぞれ鹿角広域行政組合への負担金を計上しているほか、2目塵芥処理費では不燃物投棄場の管理費など計上しており、不燃物投棄場内の管理用道路の補修を計画しております。

以上で4款の説明を終わります。

○浅石委員長 佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 続きまして7款の説明となりますので139ページをお願いします。

中段の7款1項3目消費者行政推進費では、消費生活センターの運営経費として相談員の人件費のほか、年々複雑化する消費者相談等に対応するための研修会参加費用等を計上しています。

7款は以上です。

○浅石委員長 似鳥課長。

○似鳥総務学事課長 続きまして10款教育費について説明いたします。

ページは164ページからになります。

少し飛びまして167ページをお願いします。

10款1項4目教育センター費のコード0210児童生徒学力向上対策事業の、次のページのデジタル教科書ライセンス使用料15万6,000円は、将来的なデジタル教科書の導入に向けて、国の実証事業の対象となる小中学校にはデジタル教科書が提供され、デジタル教科書を使用した授業が実施されますが、対象以外の学校でも同じようにデジタル教科書を使用できるようライセンス使用料を計上します。

171ページをお願いします。

2項1目小学校費の学校管理費のコード0205小学校備品整備費の校用備品購入費1,742万6,000円は、小学校の体育館の夏場の暑さ対策として、すべての小学校に2台ずつの冷風機を導入するための備品購入費で、今年の夏までに導入する予定としております。

次に 172 ページをお願いします。

コード 0235 ICT活用教育事業の学習用端末購入費 6,195 万 5,000 円は、児童 1 人に 1 台配布しております学習用端末を一斉更新するもので、その下の教材備品購入費 1,636 万 8,000 円は、これまでに整備を進めてきました普通教室用の電子黒板に加え、新たに特別教室用として各校に 3 台の電子黒板を整備するための備品購入費です。

コード 0305 小学校施設管理費では、次のページになりますが、施設改修工事費 1 億 1,568 万 7,000 円は、十和田小学校の照明 LED 化と八幡平小学校のトイレの洋式化のための工事費です。

175 ページをお願いします。

3 項 1 目中学校費の学校管理費の一番下のコード 0205 中学校備品整備費で、次のページの校用備品購入費 1,210 万 1,000 円は、小学校と同様に中学校の暑さ対策としてすべての中学校に 2 台ずつの冷風機を導入します。

コード 0235 ICT活用教育事業は、小学校と同様に中学校の生徒の学習用端末を一斉更新するための購入費 4,003 万 6,000 円と、中学校の特別教室用の電子黒板 3 台を整備するための教材備品購入費 1,091 万 2,000 円を計上します。

コード 0305 中学校施設管理費では、次のページになりますが、施設改修工事費 5,768 万 4,000 円は八幡平中学校の照明 LED 化のための工事費です。

178 ページをお願いします。

2 目教育振興費のコード 0260 部活動地域展開推進事業は、中学校部活動を段階的に地域で展開していくために、引き続き部活動指導員や部活動地域展開コーディネーターを配置するとともに、モデル実証事業では今年度実施しました卓球、テニス、野球、クロスカントリースキー、吹奏樂に加え、新たに陸上での実施を予定しております。

179 ページをお願いします。

4 項 1 目幼稚園費は私立幼稚園の運営に関する給付金と各種補助事業に係る経費を計上しております。

続きまして 5 項社会教育費の 1 目社会教育総務費は、社会教育委員及び生涯学習奨励員の活動などが主なものとなります。

180 ページをお願いします。

5 項 2 目社会教育振興費は、二十歳のつどいの開催や地域学校協働活動の推進、青少年の健全育成や人材育成などに係る経費が主なものとなります。コード 0215 二十歳のつどいは来年は 1 月 10 日日曜日、コモッセを会場に開催する予定です。

181 ページをお願いします。

コード 0380 かづの未来の創り手育成事業は、新たに若者議会の立ち上げに向け、市内に在住、在学、在勤する 16 歳から 24 歳までの若者を対象とする参加者とキックオフミーティングや政策ワーキングを開催し、若者の意見をまちづくりに反映するための仕組みや、若者議会のあり方について検討を進め、地域の現状や課題を自分ごとと捉え、行動

できる人材の育成を目指します。

182 ページをお願いします。

3 目文化財保護費は、文化財の保護や文化財保存活用、地域計画に搭載した事業の推進、デジタルアーカイブの構築のほか、民俗資料館などの施設の管理に係る経費です。

183 ページをお願いします。

コード 0217 デジタルアーカイブ推進事業は、先人顕彰館の収蔵品や資料のほか、文化財周遊マップ、社会科副読本のデジタル化を進めることでコンテンツを拡充し、発信力の強化をすることにより、閲覧者の増加と来訪者の増加を図り、地域活性化につなげてまいります。

185 ページをお願いします。

5 項 5 目大湯環状列石費は、史跡の保存活用及び環境整備調査研究のほか大湯ストーンサークル館、出土文化財管理センターの管理運営に係る経費です。

186 ページをお願いします。

コード 0501 大湯環状列石環境整備事業は、今年度策定予定の第二次環境整備基本計画に基づき、遺跡内を整備するための基本設計及び実施設計を行うほか、万座と野中堂環状列石について、最新の 3 次元測量を用いた記録調査に取り組み、保存と復元を視野に基礎資料の整備を進めます。

187 ページをお願いします。

コード 0550 大湯環状列石調査研究事業は、第二次環境整備基本計画に基づく関連遺跡調査等と合わせ、世界遺産登録五周年を記念するシンポジウムを開催し、学術的価値に基づく情報発信を積極的に進めます。

コード 0560 大湯環状列石教育・普及事業は、縄文文化の価値や魅力を伝える体験学習やガイドの養成を行うほか、新たに企画展を開催し、来館者の増加と市民の関心を高め、史跡の保護を担う人材の育成に取り組みます。

188 ページをお願いします。

6 目文化の杜交流館費は、文化の杜交流館の管理運営及び自主事業の実施に係る経費で、次の 189 ページのコード 0201 文化の杜交流館事業では、普及育成型及び市民参加型の事業を実施し、次の世代の文化芸術をつくる人材育成に取り組むほか、シヨブロン市との交流事業としてリスト音楽院のフレイ・バラージュ氏によるピアノコンサートを開催し、世界最高峰の演奏に触れる機会をはじめ、文化交流の機会を提供します。

190 ページをお願いします。

6 項保健体育費の 1 目保健体育総務費は、スポーツ推進審議会委員並びにスポーツ推進委員等に係る経費が主なものとなります。

191 ページをお願いします。

2 目体育振興費のコード 0242 スキーと駅伝のまちづくり事業は、各種大会の負担金、補助金などを計上しております。

192 ページをお願いします。

説明欄の中ほど、全国高等学校スキー大会補助金 900 万円は、令和 9 年 2 月に花輪スキー場を会場に開催される第 76 回全国高等学校スキー大会の運営に対する補助金を計上しております。

また、鹿角高校スキー・駅伝下宿補助金 756 万円は、市外から鹿角高校に進学し、スキー一部及び陸上部で活動する生徒の下宿等にかかる費用を支援するもので、14 人分を計上しております。

193 ページをお願いします。

コード 0280 鹿角高等学校運動部魅力化事業の鹿角高校野球部下宿補助金 540 万円は、市外から鹿角高校に進学し、野球部で活動する生徒の下宿等にかかる費用を支援するもので、10 人分を計上しております。

194 ページをお願いします。

3 目体育施設費のコード 0505 体育施設整備事業の修繕料 211 万 2,000 円は、市民プールのウォータースライダーの修繕を行うほか、施設改修工事費 1,283 万 7,000 円は、花輪スキー場のリフト設備の装置などの更新工事を行います。

6 項 4 目学校給食費は、安全安心な学校給食を提供しつつ、令和 8 年度から国の給食費負担軽減交付金により、小学校の給食費について基準額までの負担軽減が実施される予定にありますが、基準額を超える部分を市が支援することにより、小学校の給食費の完全無償化を実施します。

また、中学校の給食費については、物価高騰の影響を踏まえ、保護者の負担軽減を図るため、引き続き給食の一部を支援します。

説明は以上となります。

○浅石委員長 大変ご苦勞様でした。ここで皆様にお諮りします。

今から 10 分ほど休憩取るんですけども、再開後、本日の審査時間が延長となる場合、このまま審査を続けてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○浅石委員長 16 時半まで休憩します。

**午後 4 時 18 分 休憩**



**午後 4 時 27 分 再開**

○浅石委員長 少し早いですが、皆様お集まりですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

今回の予算につきましては、当初予算質疑を 3 月 3 日にしておりますので、ほとんど皆さん聞いたかと思っておりますので、そのあたりを踏まえて質問をよろしくお願いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。

初めに、歳入 1 款市税について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に歳出 2 款 2 項市民共働費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 3 款 3 項徴税费について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 2 款 4 項戸籍住民基本台帳費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 3 款民生費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。奈良委員。

○奈良委員 98 ページの児童福祉施設費のスクールバス運行业務委託料に関してお伺いします。

こちら確か熊対策として柴平と大湯の児童クラブと学校をつなぐためのスクールバスだというふうにお伺いしたんですけども、こちらのスクールバス運行业務委託事業以外で、何か教育関係での熊対策って今年何か新しく考えられているのってあるんでしょうか。

○浅石委員長 似鳥課長。

○似鳥総務学事課長 今年というか、令和 8 年度ということですよ。去年の委員会でもいろいろ聞かれてご提案とかございました。いろいろ検討しましたが、現状で現実的に教育委員会として学校とも連携しながら対応できることは実施してきているものと思っております。

それで、今回のこの 3 款の放課後児童クラブの送迎ということで、新たに教育委員会所管のスクールバスを使用して行うものですが、実は、今年度においてもスクールバスの臨時的運行ということで、緊急的にこの児童クラブの送迎は対応しており、来年度は予算を措置して正規に児童クラブの送迎支援という形で行われることとなります。

これ以外の対策に関しましては、いろいろ教育委員会のほうでも検討をさらに進めまして、光ですとか音とかで熊を寄せ付けないような装置が出てきているようですので、その効果とかを見極めながら、引き続き検討はしてまいりたいと思っております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、次に 4 款 1 項衛生費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、4款2項清掃費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、次に7款1項3目消費者行政推進費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、次に10款教育費について質疑、ご意見等がございましたら発言願います。奈良委員。

○奈良委員 181ページのかづの未来の創り手育成事業に関してお伺いします。

こちらキックオフミーティングが5月からというふうにお伺いしてたんですが、これ5月にキックオフミーティングだと、もうそろそろ人を集めなきゃいけない時期といいますか、公募し始めなきゃいけない時期だと思うんですが、公募開始時期、いつ頃から始めるご予定なのかとか、あと公募方法をどのように指定される予定なのか。あと定員が15人ほどというふうにお伺いしたんですけども、例えば15人以上応募があった場合って、遊佐町のほうとかだと確か選挙スタイルを取られてたと思うんですが、どのようなスタイルで選出されるご予定なのかお伺いしてもよろしいですか。

○浅石委員長 村木主幹。

○村木生涯学習課主幹 兼 社会教育班長 キックオフミーティングですけれども、これはその委員になりたいという人だけではなくて、市民の方々も対象にするというふうに想定しておりますけれども、4月の半ば頃には学校ですとか、あと市民センターなどに書類を配置して募集を始めたいというふうに思っております。その委員の募集のチラシとともにキックオフミーティングの告知もしていきたいと思っております。

広報のほうは5月の広報で、5月中頃の開催を予定しております。

それで公募の関係はそうなんですけど、それで定員が15人を超えた場合ですか。この場合は書類選考をするというようなことを想定しております。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結します。

○浅石委員長 次に本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。議案第37号中、当常任委員会所管の予算について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第37号中、当常任委員会所管の予算は原案のとおり可決すべきものと決します。

○**浅石委員長** 次に議案第 38 号令和 8 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。当局の説明を求めます。成田課長。

○**成田市民課長** 予算書の 209 ページをお開き願います。

議案第 38 号 令和 8 年度鹿角市国民健康保険事業特別会計予算について説明します。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ 29 億 5,016 万 6,000 円で、前年度より 6,786 万 8,000 円多く見込んでおります。

216 ページをお願いします。

初めに歳入です。

1 款 1 項 1 目国民健康保険税は、被保険者数は減少するものの、所得の増加により税収の増が見込まれるほか、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国保税に子ども・子育て支援金分が追加となるため、前年度より 3,008 万 9,000 円多く見込んでおります。

追加となる子ども・子育て支援金分 1,529 万 7,000 円は、歳出予算に計上している国民健康保険事業費納付金として県に納付するものです。

217 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目保険給付費等交付金は、保険給付費の支出に対する普通交付金と、収納率向上や医療費適正化など保険者の取組に対する特別交付金からなりますが、前年度と比較し、保険給付費の増加に伴う普通交付金の増を見込んでおります。

2 項 1 目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療制度の実施によって生じる国民健康保険事業への影響を緩和するための県補助金です。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、事務費のほか、財政基盤の安定化と被保険者の保険税負担を緩和するための国県市の負担分などを繰り入れるものです。

218 ページをお願いします。

2 項 1 目財政調整基金繰入金は、予算の財源として繰り入れるものです。

220 ページをお願いします。

続いて歳出です。

1 款総務費は、人件費や事務経費のほか、国保連合会に対する負担金や保険税の賦課徴収に係る経費が主なものです。

コード 0105 一般管理事務費のシステム改修委託料 342 万 7,000 円は、子ども・子育て支援金制度に対応するためのシステム改修費用 2 件分です。

223 ページをお願いします。

2 款 1 項療養諸費と、次のページに移りまして、2 項高額療養費は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費が増加傾向にあります。

3 項 1 目出産育児一時金は、一人当たり 50 万円の 10 件分です。

4 項 1 目葬祭費は、一人当たり 5 万円の 75 件分を見込んでおります。

225 ページをお願いします。

3 款国民健康保険事業費納付金は、県に納付するものですが、次のページに移りまして、

4 項に子ども・子育て支援納付金分が追加となります。

4 款 1 項 1 目保健衛生普及費のコード 0210 健康教育活動費では、データヘルス計画中間評価業務委託料 374 万円を計上し、第 3 期データヘルス計画に登載している保健事業について、計画期間 3 年目となる取組状況や目標の達成状況に関する分析・検証を行います。

227 ページをお願いします。

2 項 1 目特定健康診査等事業費のコード 0105 特定健康診査事業では、特定健診業務のほか、これまで未受診者に対する受診勧奨事業と毎年の継続受診につなげるためのフォローアップ事業の 2 つの事業を実施してまいりましたが、令和 8 年度は事業を統合し、特定健診受診勧奨事業として一体的に取り組むことで、受診率のさらなる向上を目指してまいります。

以上で、議案第 38 号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これを質疑を受けます。

質疑、ご意見等ございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 38 号について、原案のとおり可決すべきものと決するに、ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第 38 号は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に、議案第 39 号「令和 7 年度鹿角市後期高齢者医療特別会計予算」を議題とします。当局の説明を求めます。成田課長。

○**成田市民課長** 238 ページをお開き願います。

議案第 39 号「令和 8 年度鹿角市後期高齢者医療特別会計予算」について説明します。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 688 万 5,000 円で、前年度より 1 億 1,434 万 5,000 円多く見込んでおります。

244 ページをお願いします。

初めに歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料は、前年度と比較して 9,205 万 2,000 円多くなっておりますが、その主な要因は、2 年ごとに改定される県内均一の保険料率が引き上げられることと、国保会計と同様に、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、子ども・子育て支援金分の

徴収が始まることによるものです。

3 款 1 項一般会計繰入金は、人件費などの事務費繰入金と、保険基盤安定繰入金として低所得者の保険料軽減分に係る県と市の負担分を繰り入れるものです。

247 ページをお願いします。

続いて歳出です。

1 款総務費は、人件費や事務経費、保険料の徴収費用が主なものです。

248 ページをお願いします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合に対し、徴収した保険料と保険基盤安定のための県と市の負担分を納付するものですが、歳入でご説明したとおり、保険料率の引き上げと子ども・子育て支援金分の追加に伴う保険料収入の増加等により、前年度より多く見込んでおります。

以上で、議案第 39 号の説明を終わります。

○**浅石委員長** 説明が終わりましたので、これより質疑を受けます。質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**浅石委員長** ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質疑を終結いたします。

次に、本議案について討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**浅石委員長** ないようですので、これより採決いたします。

議案第 39 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**浅石委員長** ご異議ないものと認め、議案第 39 号は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に議案第 40 号「令和 8 年度鹿角市介護保険事業特別会計予算」を議題とします。

当局の説明を求めます。奈良課長。

○**奈良あんしん長寿課長** 256 ページをお開き願います。

議案第 40 号「令和 8 年度鹿角市介護保険事業特別会計予算」について説明します。

第 1 条歳入歳出予算の総額は 48 億 7609 万 3,000 円で、前年度と比較し、1,913 万 1,000 円、0.4%の減となっております。高齢者人口の緩やかな減少に伴う利用者の減少を見込んだ予算規模となっております。令和 6 年 3 月に策定した第 9 期介護保険事業計画書を根拠とした予算計上額となっております。

第 2 条では予算の流用について定めております。

続いて、歳入歳出予算の主な内容について説明いたします。

初めに歳入となりますので、予算書の 262 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は 65 歳以上の方の保険料で、介護保険条例に定め

る13段階の負担区分となっており、高齢者の所得段階に応じた保険料の収入を見込んでおります。

第1号被保険者数は前年度より125人少ない1万1,349人と推計し、滞納繰越分を含めた予算額は8億9,959万1,000円で、前年度より2,007万6,000円の増となっております。

3款国庫支出金から263ページの4款支払基金交付金、次の264ページの5款県支出金は、介護給付費及び地域支援事業に係る財源として、国、県、支払基金それぞれが法で規定する割合分を計上しております。

7款1項一般会計繰入金は、各事業費における市の負担分として一般会計から繰入するものです。

265ページをお願いいたします。

2項基金繰入金は保険給付費の財源として介護給付費準備基金から繰入するものです。続いて歳出です。

資料は267ページからになります。

1款1項1目一般管理事務費は、職員人件費のほか、被保険者の資格管理や介護保険事業システムの保守などに係る経費を計上しております。

268ページをお願いいたします。

1款3項1目介護認定審査会等費は、申請者の介護度を決定する介護認定審査会開催に関わる経費を計上しております。

269ページです。

2款1項介護サービス等諸費は、要介護認定者への介護サービスに係る給付費となります。

1目居宅介護サービス給付費は、サービス利用に必要なケアプランの作成費用となりますが、人口減少に伴い被保険者数も緩やかに減少していることから、サービス利用者数についても一定数減少するものと予測し、前年度と比較するとわずかではありますが、減額となっております。

次のページ、270ページをお願いします。

2目地域密着型サービス給付費については、認知症対応型通所介護事業所の統合・廃合などにより減額した項目もありますが、小規模多機能や特定施設入所者介護など、多くのサービス項目で増加するとの見込みから、全体としては微増となっております。

3目施設介護給付費については、介護老人福祉施設など市内施設系の入所定員に変更はなく、おおよそ利用ニーズにも対応できておりますことから、昨年度と同額としております。

270ページ下段から271ページの2項介護予防サービス等諸費は、要支援1と要支援2の方を対象とした在宅介護サービスに関わる給付となります。

272ページをお願いいたします。

4 項高額介護サービス費は、介護サービス利用に伴う利用者負担額について規定された上限額を超えた分を給付するもの。

5 項特定入所者介護サービス費は、低所得者の施設入所等に伴う食事、居宅費等の負担を軽減するための費用をそれぞれ計上しております。

下段の 3 款 1 項介護予防・日常生活支援総合事業費は、要支援認定者等を対象とした体力維持や生きがいつくりなどの予防事業や、高齢者の在宅生活を支援するための生活援助ボランティア事業などに関わる経費のほか、自立支援に向けた地域ケア会議などに歯科医師や医師やリハビリテーション等の専門職を派遣するための費用を計上しております。

273 ページをお願いいたします。

273 ページ下段から 275 ページの 2 項 1 目包括的支援事業費は、地域ケア会議の開催や認知症対策に関わる費用を計上しておりますが、274 ページのコード 0121 認知症地域支援ケア向上事業では、認知症カフェの開催費用のほか、福祉保健センターと市内 4 か所に設置する各地域包括支援センター内に認知症地域支援推進員を配置し、認知症の方やその家族の相談支援等を行うとともに、市民一人一人の認知症への理解を深め、地域全体で見守る体制づくりを進めます。

275 ページをお願いいたします。

2 項 2 目任意事業費につきましては、認知症高齢者の見守り事業や認知症サポーターの養成事業のほか、成年後見制度の申し立てに関わる費用を継続しております。

277 ページお願いします。

5 款 2 項 1 目、一般会計繰出資金は重層的支援体制整備事業の実施に伴い、一般会計へ移行した事業に充てるため、特別会計から繰り出しするもので、第 1 号及び第 2 号被保険者保険料のほか、保険者機能強化推進交付金等を財源として見込んでいるものです。

以上で議案第 40 号の説明を終わります。

○浅石委員長 説明が終わりました。これより質疑を受けます。質疑、ご意見等がございましたら発言願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、以上をもちまして本議案に対する質、質疑を終結いたします。

○浅石委員長 次に、本議案について討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ないようですので、これより採決いたします。

議案第 40 号について、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、議案第 40 号は原案のとおり可決すべきものと決します。

次に8陳情第2号「mRNAワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業中止の意見書提出を求める陳情について」を審査します。

ここで暫時休憩いたします。

#### 午後4時51分 休憩

---

#### 午後4時52分 再開

○**浅石委員長** それでは休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、委員の皆様より意見を述べていただきたいと思います。

赤坂委員からお願いします。

○**赤坂委員** 私は本陳情に関しては不採択にするべきだと思っています。

理由ですが、今回のmRNAワクチン、新型のmRNAワクチンだというふうに認識していますが、これあのホームページとかを見ますと、治験された人数 1万6,000件程度の治験が既にあるということと、統計上は 1万6,000人が多いのか少ないのかってところでいけば、十分足りる数だというふうに言われています。あと、これ国外で治験行われていて、ベトナムとかで行われた治験データを基にされてるっていうことが出てましたけれども、国内でも800件ぐらいの治験データがあるということ。

なんでこれを進めているのかって言うとファイザーとかモデルナが今まで主要メーカーとして使われてきて、前回のコロナワクチンの集団接種の時も、確かファイザー製が一番多かったと記憶しているんですが、安全保障のことを考えると、作っているのが結局アメリカの製薬会社なので、今後、日本がワクチン開発とかで遅れを取るのではないかとこのところから、国産のワクチン開発を進めてきたという経緯があって、今回のmRNAワクチンは、製品名でいうと名前が書いていたんですが作っているのが明治製菓の製薬会社ということで、ワクチンの国産化を進めることで、今後、国内でパンデミックが起きた際に、万が一世界的な情勢で国内でワクチンが手に入らないことを防ぐために国内開発を国策で進めてきたという経緯もあるようでした。

そのことを考えると、今後、国内でワクチンを製造できないということになった時に、今も石油が入ってこなくて大変困っているという状況にある中で、あらゆるインフラを海外に依存してしまっていることで、国内でパンデミックを発生させてしまったのに収束できないということが予想される中で、貴重な医療リソースを国内にも残して、国産のワクチン開発を進めていかなければいけないという、そういう観点もあるようでした。

なので、確かにおっしゃる通り、薬害を心配される声とか、使った人たちが何か症状が起きるのではないかと心配の声があることは一定数理解をしているのですが、そういった世界的な潮流とか、国内での医療インフラを維持していかなければいけない、ワクチン開発のリソースをゼロにするわけにはいかないという観点から見ると、やはりこれ

は開発を進めていって、一定数接種を進めていく中で、確かに発生する薬害もあるのかも  
しれませんが、一つの失敗だけで全て中止ということではなくて、これから医療リソース  
を確保していく中でも、こういうワクチン開発を進めていかなければいけないという観  
点から、私は今回の意見書に関しては不採択とするべきだと考えています。

以上です。

○浅石委員長 児玉委員。

○児玉委員 この陳情の趣旨を読ませていただきましたけど、この文章だけでは判断でき  
ないなというふうに思いました。判断するだけの知識量では今のところ私にはないので、  
厚労省が今、一生懸命考えてもらってると思うので、その辺の厚労省の判断を聞いてみた  
いなというふうに思ってますので、現時点ではこの陳情については不採択とするべきと  
考えます。

○浅石委員長 副委員長。

○兎澤副委員長 不採択。

○浅石委員長 保田委員。

○保田委員 採択をお願いします。

私はこの文書にあるとおりでであると考えてまして、5年が経過して健康被害が明らかにな  
ってきました。ワクチン接種後に死亡し、健康被害救済制度の認定を受けた人は、2月  
6日の時点で 1,063 人に上ります。あと、神経障害などの疾病の認定を含めると 9,441  
件となり、ここ過去 50 年の被害認定者数の 2.5 倍になっております。

この新型コロナワクチンを使用して、この mRNA を注射することによって、この自己  
免疫が低下するというか、ここに書いてあるとおり、自分自身の免疫機能に自分自身が攻  
撃するというものが、このスパイクタンパクっていうものであるそうで。実際この免疫力  
が低下したことによって、帯状疱疹のような免疫低下疾患が出るっていうお話も聞いて  
ます。

このスタート時点で十分な治験が行われないうまま始まったこのコロナワクチンですの  
で、これ以上被害を出さないために、やはり市民の命と健康を守るために私は中止を強く  
求めますので採択とします。

○浅石委員長 奈良委員。

○奈良委員 私も採択です。

○浅石委員長 それでは本陳情を不採択すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、8 陳情第 2 号は不採択すべきものと決します。

以上で、当常任委員会に付託されました案件についての審査は終了いたしました。

#### 【案 件】 (2)その他

○浅石委員長 次に、(2)その他に入ります。

委員の皆さん及び当局から何かございましたら発言願います。佐藤課長。

○佐藤生活環境課長 資料に記載はありませんが、定例会最終日での追加提出議案といたしまして、令和7年度及び令和8年度補正予算案の提案を予定しております。

生活環境課関連としましては、令和8年度当初予算に計上しておりました十和田市民センターの施設改修工事につきまして、財源となります過疎対策事業債について、令和7年度での追加配分を受けたことに伴いまして、前倒しで実施するため、令和8年度当初予算から関連する事業費を減額し、令和7年度予算へと追加する内容としております。

○浅石委員長 似鳥課長。

○似鳥総務学事課長 同じく議会最終日に追加提案を予定しております補正予算のうち、教育委員会関係についてご説明いたします。

先ほどご審議をいただきました令和8年度一般会計当初予算に計上しております、小中学校の照明LED化とトイレ洋式化の改修工事費に関して、財源であります国の交付金について、国の令和7年度補正予算に計上されました交付金での内示を2月の末に受けましたので、国の予算に合わせまして、市の予算についても令和7年度に計上替えしまして、繰越明許費により令和8年度に実施いたします。

このため、令和8年度予算から歳出の工事費と、その財源であります歳入の国の交付金と地方債を減額して、その分を令和7年度補正予算に追加するものです。

以上です。

○浅石委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ほかにないようですので、(2) その他についてはこれで終わります。

ここでお諮りいたします。本日審査いたしました案件についての委員長報告書の作成についてであります。私と副委員長にご一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、そのようにさせていただきます。

○浅石委員長 次に、当常任委員会の閉会中の審査事件につきましては、「教育行政及び民生施策の推進について」とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅石委員長 ご異議ないものと認め、そのように私から議長に申出をいたしますのでご了承願います。

## 【閉 会】

○浅石委員長 以上をもちまして、本日本日予定いたしました協議事項はすべて終了いたしました。

当局におかれましては、ただいま出されました要望意見等について十分検討され、それぞれ措置願いたいと思っております。それでは、ただいまの時刻をもって教育民生常任委員会を閉会します。

なお、16日の会議は休会といたします。大変お疲れさまでございました。

**午後5時01分 閉 会**